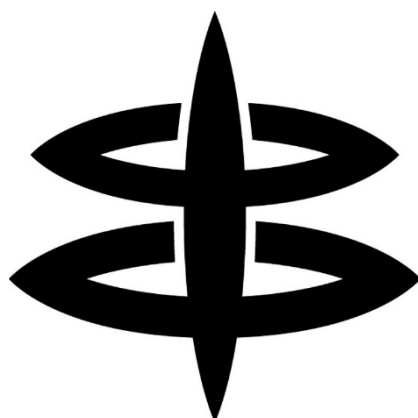


串本町  
第 8 次高齢者福祉計画  
第 7 期介護保険事業計画



平成 30 年 3 月

串本町

## はじめに

わが国においては、急速に少子高齢化が進む中、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年以降には、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

本町においても、人口減少が進む中、総人口に占める高齢者の割合は増加を続け、平成29年（2017年）度には42.9%となり、ますます高齢化が進行しています。また、高齢者の22%にあたる約1,600の方が介護認定を受けており、今後も増加することが見込まれています。



こうした状況の中で、高齢者がいつまでもお元気で、なるべく介護のお世話にならないよう、運動や食生活改善等の介護予防教室をはじめ、認知症の早期発見・早期対応ができる体制づくりや、地域住民が見守り支えあう体制づくり等の充実にさらに力を入れていく必要があります。

第6期介護保険事業計画では、介護が必要となった高齢者の方ができる限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みを進めてまいりました。

今回の『串本町第8次高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画』では、“ともに支え合い いきいきと笑顔で暮らせるまち 串本”を基本理念としています。これまでの本町の取り組みをさらに充実・強化しながら、「健康づくりと介護予防の推進、介護保険事業の適正化と円滑な運営、安心した地域生活の支援、高齢者の社会参加の推進と生きがいづくり」を基本目標とし、高齢者一人ひとりのニーズに合わせた施策が展開できますよう、関係機関・団体等と連携をしながら計画の推進に取り組んでまいります。

町民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただきますとともに、介護保険事業の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました串本町介護保険事業計画等策定委員の皆様をはじめ、関係機関・団体等の皆様から感謝申し上げます。

平成30年3月

串本町長 田嶋勝正



# 目 次

## 第1章 計画策定について

1節. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2節. 計画の位置づけ.....	2
3節. 計画の期間.....	2
4節. 介護保険制度の主な改正点.....	3

## 第2章 計画の基本的な考え方

1節. 本計画の基本理念と基本方針.....	9
------------------------	---

## 第3章 本町の高齢者を取り巻く現状

1節. 高齢者の状況.....	11
2節. アンケート調査結果からみる本町の現状.....	22

## 第4章 基本理念の実現に向けた施策展開

1節. 本計画の施策体系.....	41
2節. 基本理念の実現に向けた具体的施策の展開.....	42

## 第5章 介護保険料について

1節. 要介護認定者の推計.....	65
2節. 介護サービス等の見込量.....	67
3節. 給付費の見込額.....	71
4節. 介護保険料算定の流れ.....	76
5節. 介護保険料の設定.....	78

## 第6章 高齢者福祉施策

1節. 高齢者の健康づくり及び健康増進事業の推進.....	82
2節. 高齢者福祉事業の実施.....	83

## 第7章 介護保険事業の円滑な実施に向けた体制

1節. 情報提供・相談体制.....	86
2節. 庁内の連携.....	86
3節. 事業者との連携.....	86

## 資料編

1. 委員名簿.....	87
2. 委員会設置要綱.....	88
3. 公民館活動及びサークル活動一覧.....	89
4. 町内指定事業所一覧.....	92



## 第1章 計画策定について

### 1 節. 計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は平成 20 年に減少局面に差し掛かったとされ、総人口が減少し続けるなか、反対に高齢者人口は増加を続けています。「平成 29 年版高齢社会白書」によると、平成 28 年 10 月 1 日時点の日本の総人口は 1 億 2,693 万人であり、その内 65 歳以上の高齢者は 3,459 万人、高齢化率は 27.3%であるとされています。今後は少子化の進行や高齢者割合の上昇、平成 37 年（2025 年）を境とした後期高齢者の増加等、わが国における高齢化の問題はますます深刻になっていくことが予想されます。

介護保険制度が平成 12 年度から始まり、18 年が経過し、介護保険料の高騰、介護従事者の不足等、超高齢化によるさまざまな課題がみられます。

こうしたなか、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を見据えて、地域のさまざまな主体が連携し、地域の実情に合わせて、高齢者の生活の基盤となる「住まい」と「生活支援・福祉サービス」の整備の上に、「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスが適切に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められてきました。

今回の計画の策定においても、地域包括ケアシステムの着実な推進を図るため、市町村が保険者機能を強化し、自立支援・重度化防止に積極的に取り組むことや医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等が求められています。

串本町（以下「本町」という。）の高齢化率は増加を続けており、平成 27 年の国勢調査では 43.0%（平成 22 年国勢調査比較 5.3 ポイント増）となっています。また、人口ビジョン（平成 27 年度策定）によると、平成 37 年（2025 年）に高齢化率はピークを迎え 49%（独自推計）となるとされています。

このような社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本町が目指すべき高齢者福祉及び介護保険制度の運営に関する基本理念と基本目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「串本町第 8 次高齢者福祉計画 第 7 期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後は本計画を基本として、本町の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの着実な推進を目指し、高齢者をはじめ今後高齢期を迎える住民がいきいきと元気に暮らせるよう、利用者の希望に対応できる介護保険サービスの充実を図るとともに、生きがいの創出や社会参加の促進、健康づくりや介護予防の推進等の取り組みを計画的に進めていきます。

## 2節. 計画の位置づけ

市町村老人福祉計画は、介護保険の給付対象及び給付対象外の老人福祉事業を含めた、地域における高齢者福祉全般にかかる計画として位置づけられています。

一方、市町村介護保険事業計画は、厚生労働大臣の定める基本方針に則して、保険者である当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

両計画は法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、高齢者施策を推進していくという方向性は同じであるため、一体のものとして策定することが義務づけられています。

### 老人福祉計画

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

※本町では「高齢者福祉計画」として「介護保険事業計画」と一体的に策定します。

### 介護保険事業計画

適正な介護保険サービスの実施量及び地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

#### ■関係法令

##### <老人福祉法>

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

##### <介護保険法>

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

## 3節. 計画の期間

本計画は平成30年度を初年度とし、平成32年度までの3年間を1期とする計画です。

平成	24～26年度	27～29年度	30～32年度	33～35年度
西暦	2012～2014年度	2015～2017年度	2018～2020年度	2021～2023年度
高齢者福祉計画	第6次	第7次	第8次	第9次
介護保険事業計画	第5期	第6期	第7期	第8期

## 4節. 介護保険制度の主な改正点

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

#### 保険者機能の抜本強化

○高齢化が進展するなかで、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者が有する能力に応じた自立した生活を送ることができるよう、取り組みを進めることが必要。

○全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ① 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定（計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載）
- ② 適切な指標による実績評価
- ③ 財政的インセンティブの付与

（その他）

- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備



## ② 医療・介護の連携推進等(介護保険法、医療法)

医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他支援の規定を整備

### 新たな介護保険施設の創設

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○新たな介護保険施設の名称は「介護医療院」とする。ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院または診療所の名称を引き続き使用できる。

#### <新たな介護保険施設の概要>

名 称	介護医療院
機 能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人等の非営利法人等

☆現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長し、平成35年度（2023年度）末までとする。

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等  
(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

○地域福祉の推進の理念として支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による「把握」及び「関係機関との連携等」による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制※

※例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

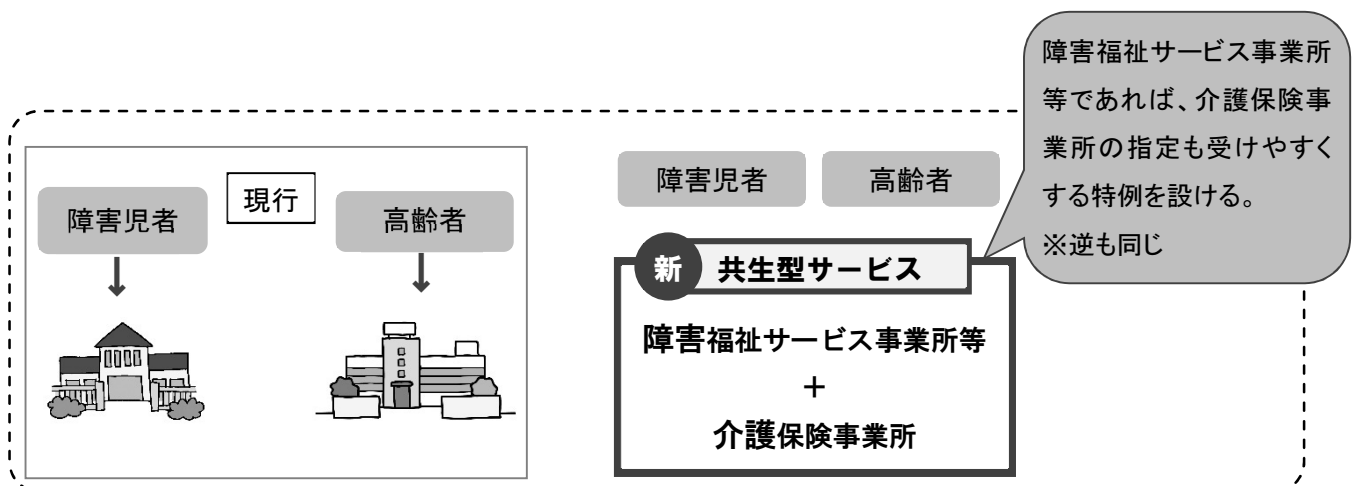
3. 地域福祉計画の充実

○市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

## 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける。  
(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)
- 対象サービスは、「訪問（ホームヘルプサービス）」「通所（デイサービス）」「短期入所（ショートステイ）」等を想定。
- 障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくすることにより、障害者が高齢化した場合に対応し、高齢者及び障害児者に通所や短期入所サービス等を一体的に提供することが可能となる。



## その他

- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化  
(事業停止命令の創設、前払い金の保全措置の義務の対象拡大等)
- 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し  
(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

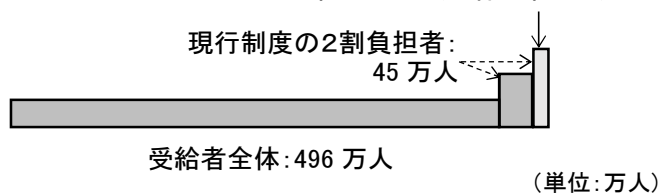
① 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする(介護保険法)  
【平成30年8月1日施行】

見直し内容

○世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、  
2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。  
※ただし、月額44,400円の負担の上限あり。

	負担割合
年金収入等 340万円以上※1	2割⇒3割
年金収入等 280万円以上※2	2割
年金収入等 280万円未満	1割

【対象者数】 3割負担となり、負担増となる人：  
約12万人(全体の約3%)



※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円に相当

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円に相当

	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数(実績)	360	136	56	496
3割負担(推計)	約13	約4	約1	約16
うち負担増(対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約0 (0%)	約12 (3%)
2割負担(実績)	35	10	2	45
1割負担(実績)	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)  
※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる人はほとんどいない。

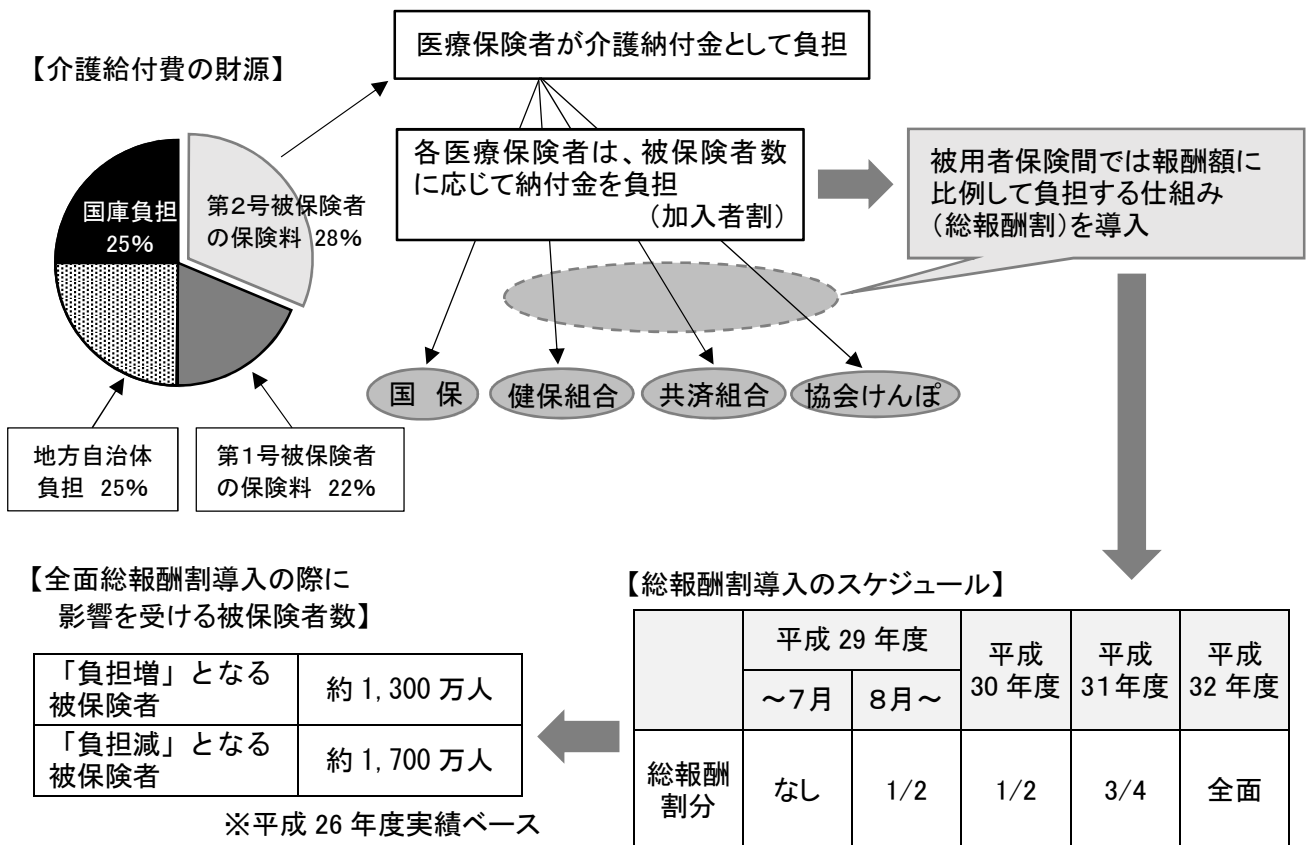
② 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)  
平成 29 年8月分の介護納付金から適用

見直し内容

○第2号被保険者(40~64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。

○各医療保険者は、介護納付金を第2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『総報酬割(報酬額に比例した負担)』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)

【平成 29 年8月分より実施】



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1節. 本計画の基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

ともに支え合い いきいきと笑顔で暮らせるまち 串本

串本町長期総合計画にて、将来像を「本州最南端 感動のまち 串本」とし、本町が誇る歴史・文化、温暖な気候や、自然の恵みを将来へとつなげるために、「串本が誇る自然美・食・人のところが感動を与えるまち」を目指すとしています。

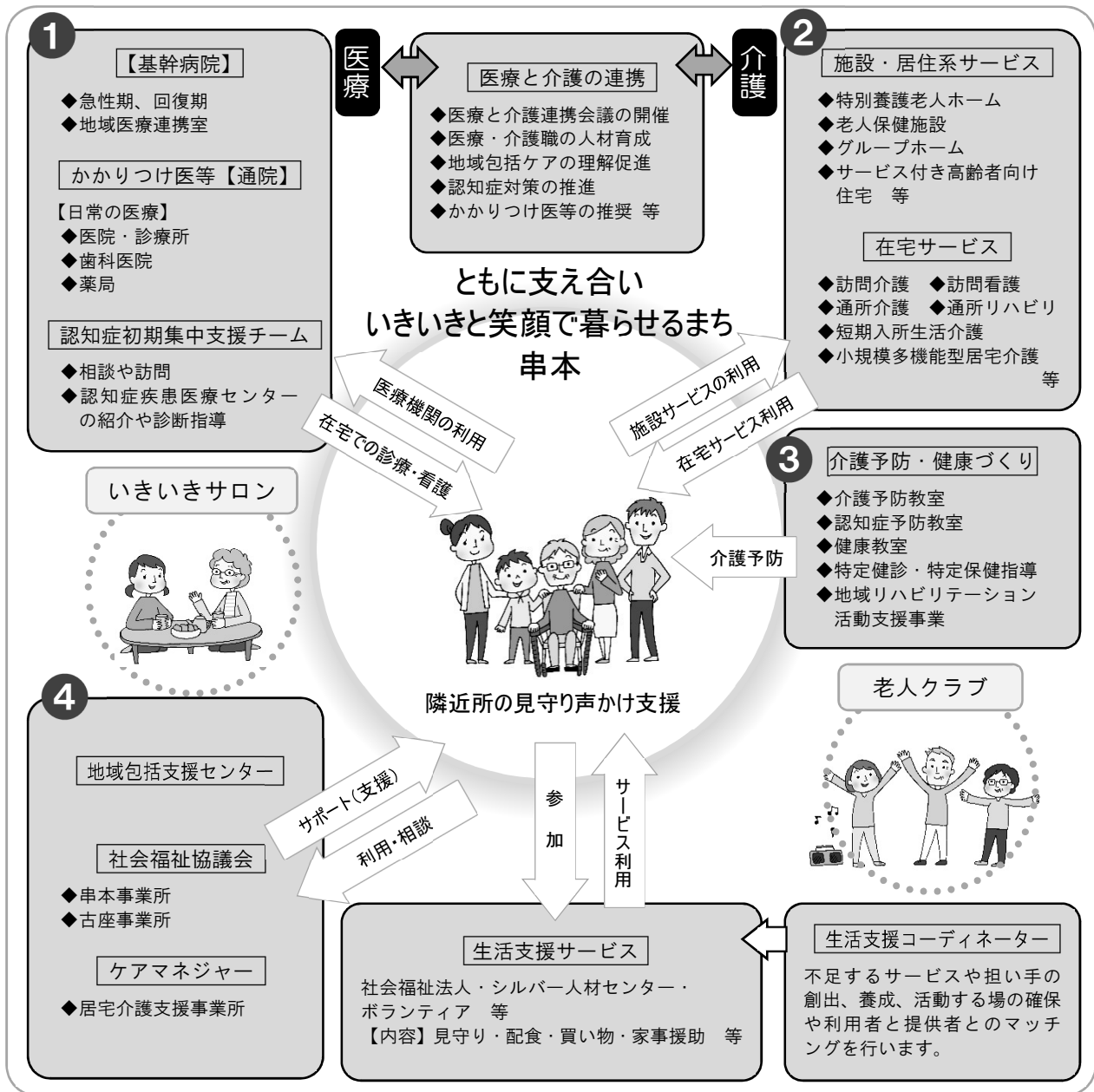
基本構想の柱の1つ「基本目標Ⅱ 健やかで笑顔あふれるまち」では、すべての世代が、地域で互いに尊重し合い、思いやりを持って、支え合い助け合うことで、誰もが安心して自立した生活を営むことができる環境づくりを推進していくとしています。

こうした、長期総合計画の趣旨を踏まえ、本計画の基本理念を「ともに支え合い いきいきと笑顔で暮らせるまち 串本」と設定します。

#### (2) 基本方針

本町では、これまでに、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて地域包括ケアシステム(介護等が必要になった場合でも、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が送れるようにするために「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する仕組み)の構築を目指し、関係機関との連携強化を図ってきました。本計画においても地域資源やマンパワーのさらなる活用とともに、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化に取り組みます。

■平成 37 年（2025 年）を見据えた本町の地域包括ケアシステムの姿



**1 みんなで支えあう基盤づくり**

高齢者の地域生活を支えるために、介護と医療の連携強化を図ります。また、専門機関等との連携を強化することで、要介護状態になる前の早期にリスクを発見し、適切な処置を取れる体制の整備を図り、状態の重度化防止に努めます。

**3 心身の健康づくり**

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場の充実を図ります。

**2 介護保険サービス、多様な支援の充実**

支援が必要な高齢者が、必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の情報や相談を適正に受けられる体制づくりに努めます。また、地域資源・人材を活用した取り組みを進めます。

**4 誰もが安心して暮らせるまちづくり**

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進をはじめ、関係機関・団体等との連携強化を図ります。

## 第3章 本町の高齢者を取り巻く現状

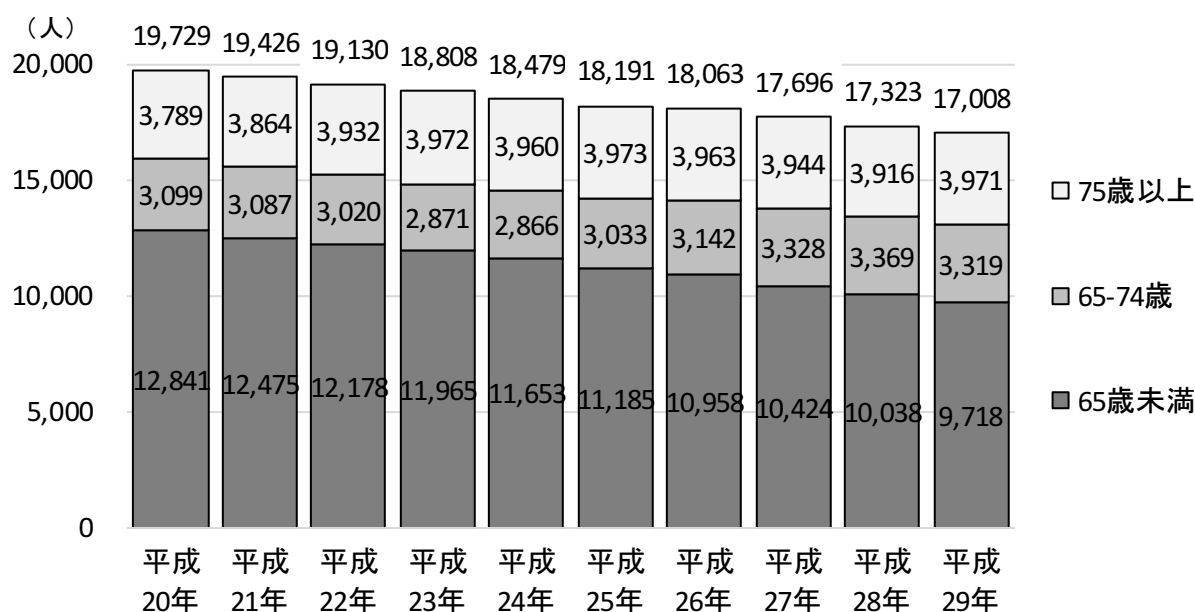
### 1 節. 高齢者の状況

#### (1) 総人口に占める高齢者人口の推移

本町の人口は年々減少しています。一方で、高齢者数は「65-74歳」「75歳以上」とともに増減を繰り返しながらも、緩やかな増加傾向にあることがうかがえます。

本町の高齢化率は30%台から近年では40%台へと上昇しており、国や県と比較して高齢化が進んでいます。また、「後期高齢者率(75歳以上)」についても、平成22年以降20%台前半で推移しており、国と比較しておよそ2倍に近い割合となっています。

#### ■ 高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（平成25年まで各年3月31日、平成26年以降各年1月1日）

#### ■ 高齢化率

単位：%

	高齢化率(65歳以上)			後期高齢者率(75歳以上)		
	串本町	和歌山県	全国	串本町	和歌山県	全国
平成20年	34.9	25.3	21.5	19.2	12.6	9.9
平成21年	35.8	25.9	22.1	19.9	13.0	10.4
平成22年	36.3	26.4	22.7	20.6	13.4	10.8
平成23年	36.4	26.4	23.1	21.1	13.9	11.2
平成24年	36.9	26.9	23.3	21.4	14.3	11.5
平成25年	38.5	28.0	24.1	21.8	14.6	11.9
平成26年	39.3	28.6	25.1	21.9	14.7	12.3
平成27年	41.1	29.5	25.6	22.3	14.9	12.2
平成28年	42.1	30.3	26.3	22.6	15.3	12.6
平成29年	42.9	30.9	26.8	23.3	15.8	13.1

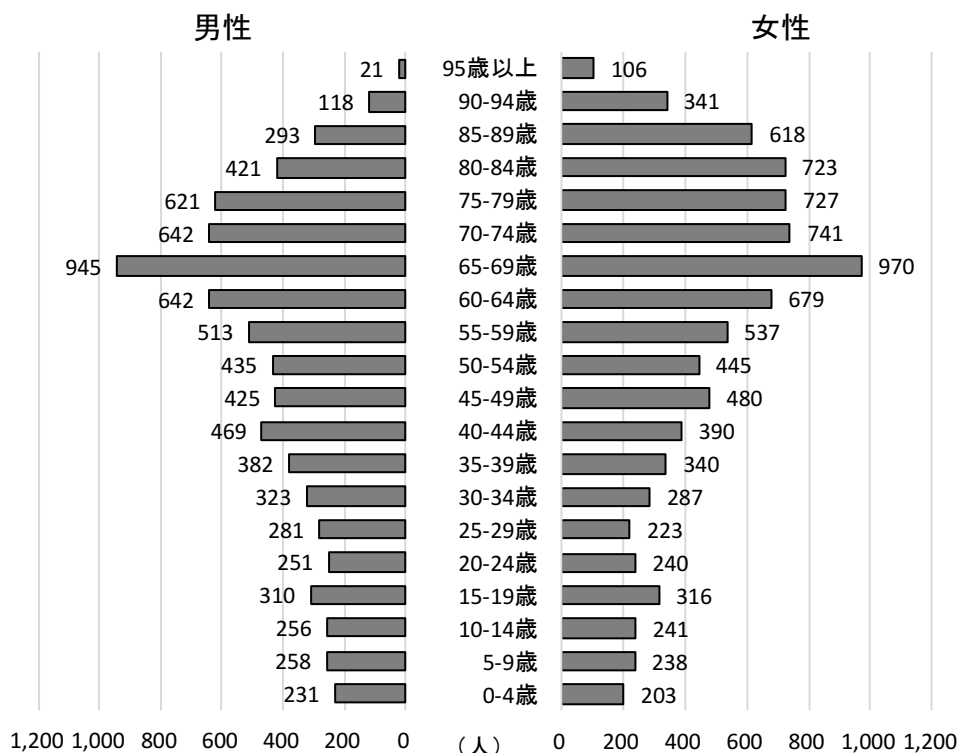
資料：住民基本台帳（平成25年まで各年3月31日、平成26年以降各年1月1日）



## (2) 年代別人口構造

本町の年代別人口構造は、「65-69歳」が男女ともに最も多く、中・高年者が多い人口構造となっています。若年者については、20歳代が男女ともに少なくなっています。

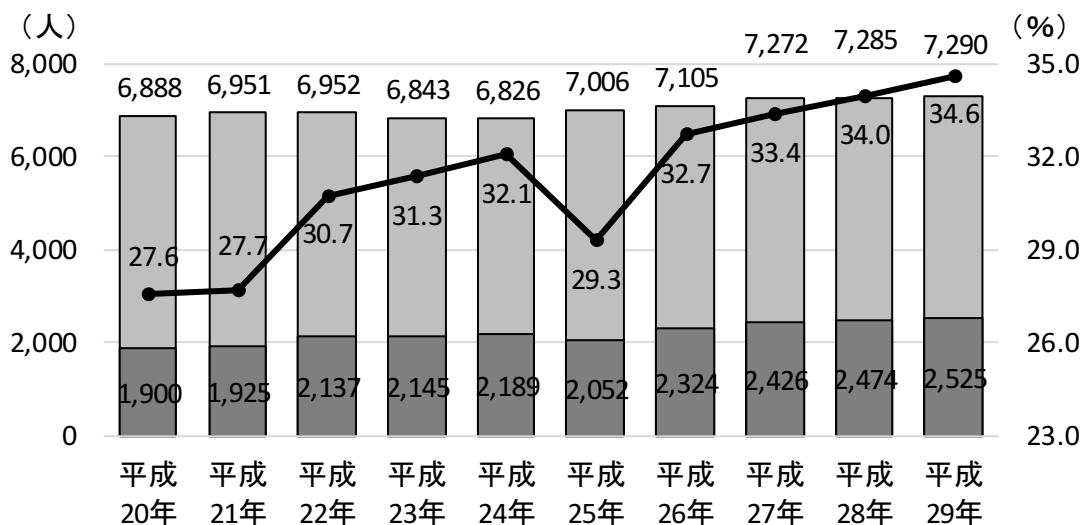
### ■人口ピラミッド（平成29年）



資料：住民基本台帳（平成29年9月30日）

## (3) 一人暮らし高齢者の推移

一人暮らしの高齢者及び、一人暮らし高齢者比率は、平成25年に減少がみられたものの、ともに増加傾向にあります。

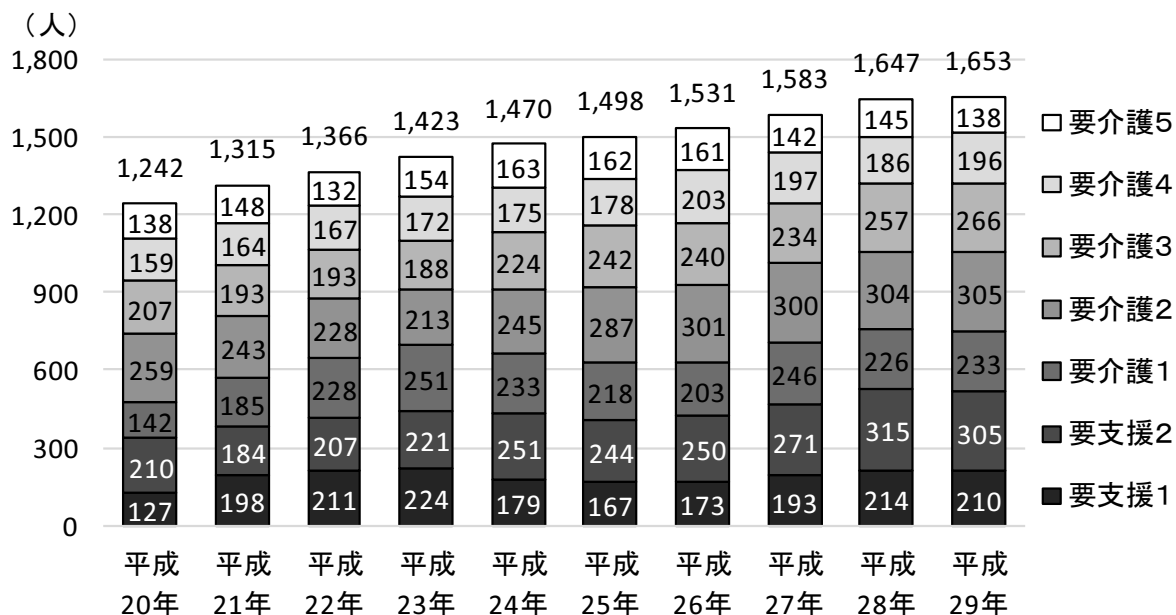


■ 65歳以上 ■ 一人暮らし高齢者(65歳以上) ● 一人暮らし高齢者比率

資料：住民基本台帳（平成25年まで各年3月31日、平成26年以降各年1月1日）

(4) 要介護度別認定者数の推移

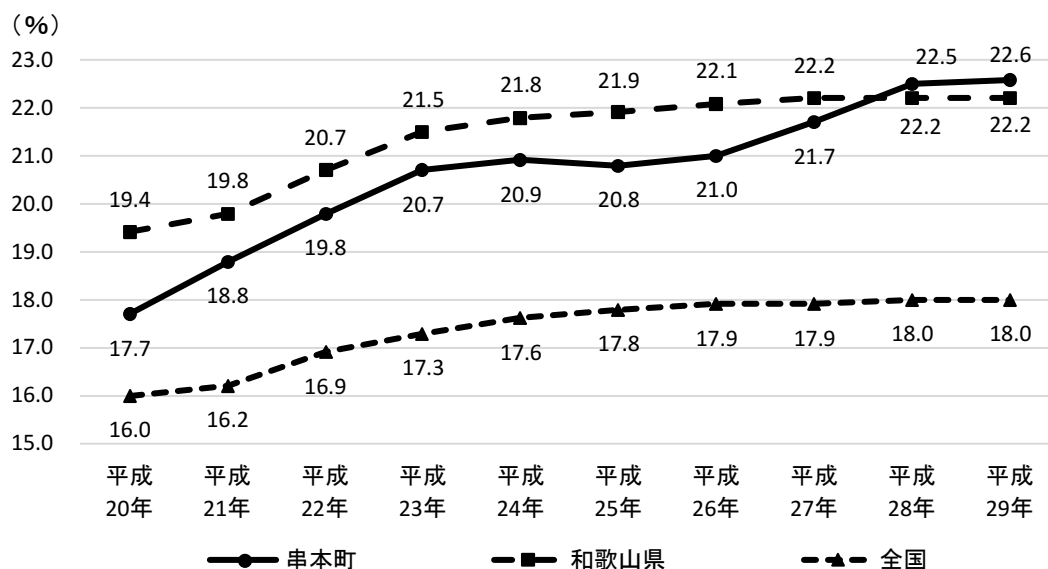
本町の要介護度別認定者数の総数は年々増加傾向にあり、平成20年度と比較すると、平成29年ではおよそ400人増加して1,653人となっています。



資料：平成27年以前 厚生労働省：介護保険事業状況報告（年報）  
 平成28年以降 厚生労働省：介護保険事業状況報告（月報）3月月報（地域包括ケア「見える化」システムより）

(5) 要介護認定率の推移（国・県比較）

本町の要介護認定率は、平成23年から平成26年にかけて横ばいに推移しているものの、全体としては増加傾向で推移しており、平成28年には和歌山県の平均を上回る認定率となり、平成29年は横ばいで推移しています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

(6) 年代別要介護認定率の推移（東牟婁郡※北山村を除く・県比較）

要介護認定率についてみると、【65-69歳】は2.0%、【70-74歳】は6.3%となっており、東牟婁郡のなかでは比較的低い認定率となっています。

一方、75歳以上の後期高齢者は、東牟婁郡において高い認定率となっています。

単位：%

		要支援 1・2	要介護 1・2	要介護 3-5	合計
65-69歳	串本町	0.7	0.6	0.7	2.0
	那智勝浦町	0.7	1.2	0.9	2.8
	太地町	0.9	1.2	0.9	3.0
	古座川町	0.3	0.6	1.2	2.1
	和歌山県	1.3	1.2	1.0	3.5
70-74歳	串本町	2.2	2.4	1.7	6.3
	那智勝浦町	2.7	2.9	1.7	7.3
	太地町	1.7	1.7	0.8	4.2
	古座川町	1.2	2.7	3.9	7.8
	和歌山県	3.1	2.7	2.2	8.0
75-79歳	串本町	5.2	3.5	4.5	13.2
	那智勝浦町	5.5	5.2	3.9	14.6
	太地町	3.5	3.5	5.8	12.8
	古座川町	2.7	1.9	4.2	8.8
	和歌山県	7.3	5.7	4.6	17.6
80-84歳	串本町	12.0	10.6	8.4	31.0
	那智勝浦町	9.8	10.2	7.3	27.3
	太地町	9.1	6.6	2.5	18.2
	古座川町	9.9	9.2	6.0	25.1
	和歌山県	14.0	11.9	9.8	35.7
85-89歳	串本町	15.1	18.6	17.9	51.6
	那智勝浦町	19.1	18.3	14.2	51.6
	太地町	13.9	18.7	12.7	45.3
	古座川町	14.7	17.4	16.5	48.6
	和歌山県	18.0	19.9	19.4	57.3
90歳以上	串本町	12.6	25.2	40.0	77.8
	那智勝浦町	13.1	30.6	32.5	76.2
	太地町	7.4	20.7	22.3	50.4
	古座川町	14.5	26.2	24.8	65.5
	和歌山県	14.2	25.5	39.7	79.4

資料：認定者数（平成27年12月）

年齢別人口「住民基本台帳」（平成28年1月）

(7) サービス利用の実績

■居宅サービス

		利用人数			給付費			利用回数 利用日数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問介護	実績	372	339	303	228,441	216,778	221,626	7,284	6,972	6,985
	計画値	362	370	381	232,119	244,617	257,367	7,346	7,732	8,133
訪問入浴介護	実績	1	0	0	284	0	0	2	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	実績	73	73	62	34,805	37,553	35,597	888	891	845
	計画値	92	108	128	57,920	79,465	108,028	1,368	1,851	2,485
訪問 リハビリテーション	実績	7	13	8	2,997	5,354	4,280	90	161	128
	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養 管理指導	実績	18	14	17	1,796	1,616	1,724			
	計画値	18	22	29	1,785	2,231	3,039			
通所介護	実績	337	284	237	268,268	245,616	238,097	2,762	2,410	2,313
	計画値	346	338	378	291,563	282,475	309,201	2,925	2,816	3,061
通所 リハビリテーション	実績	53	55	69	40,337	44,392	59,952	381	429	555
	計画値	54	55	61	42,179	45,676	50,824	408	437	486
短期入所 生活介護	実績	208	128	122	152,706	158,634	154,918	1,551	1,614	1,587
	計画値	134	147	158	160,504	175,158	183,280	1,561	1,710	1,799
短期入所療養介護 (老健)	実績	7	9	15	4,513	5,332	8,288	38	46	68
	計画値	7	7	7	5,411	6,328	7,881	43	50	62
短期入所療養介護 (病院等)	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	実績	349	348	321	48,892	49,408	47,183			
	計画値	389	443	505	52,712	60,225	68,316			
特定福祉用具 購入費	実績	10	9	10	2,813	2,763	3,273			
	計画値	10	9	9	2,919	2,676	2,578			
住宅改修費	実績	9	10	9	8,760	10,562	8,222			
	計画値	11	12	15	8,792	9,666	11,458			
特定施設 入居者生活介護	実績	6	5	6	10,158	10,232	12,490			
	計画値	4	5	6	5,483	5,472	5,472			
合計	実績	1,431	1,273	1,163	804,769	788,241	795,651	12,996	12,524	12,480
	計画値	1,409	1,494	1,648	861,387	913,989	1,007,444	13,651	14,596	16,026

※平成29年度の実績は見込み値です。

※短期入所生活介護、短期入所療養介護（老健）（病院等）は利用日数

※実績：「地域包括ケア『見える化』システム」より

## ■施設サービス

		利用人数			給付費		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護老人福祉施設	実績	115	113	111	333,426	321,006	314,385
	計画値	118	118	118	329,860	329,222	329,222
介護老人保健施設	実績	92	101	100	266,712	289,812	296,859
	計画値	98	98	98	279,258	278,718	278,718
介護療養型医療施設	実績	13	10	8	50,098	35,348	30,922
	計画値	18	18	18	63,146	63,024	63,024
合計	実績	220	224	219	650,236	646,166	642,166
	計画値	234	234	234	672,264	670,964	670,964

## ■地域密着型サービス

		利用人数			給付費			利用回数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	実績	0	4	0	0	5,033	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0			
夜間対応型 訪問介護	実績	0	0	0	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0			
認知症対応型 通所介護	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	実績	18	17	14	44,936	42,152	34,686			
	計画値	21	24	30	49,099	57,333	72,976			
認知症対応型 共同生活介護	実績	30	27	33	88,506	85,494	101,521			
	計画値	32	33	34	89,188	91,696	94,376			
地域密着型 特定施設 入居者生活介護	実績	0	0	0	885	58	0			
	計画値	2	2	2	1,895	1,891	1,891			
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	実績	50	48	47	158,485	158,393	153,806			
	計画値	49	49	49	152,250	151,956	151,956			
看護小規模多機能型 居宅介護	実績	0	0	0	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0			
地域密着型 通所介護	実績		65	86		32,712	52,518		486	676
	計画値		47	53		39,617	43,366		395	429
合計	実績	98	161	180	292,813	323,842	342,531	0	486	676
	計画値	104	155	168	292,432	342,493	364,565	0	395	429

■介護予防サービス

		利用人数			給付費			利用回数 利用日数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護予防 訪問介護	実績	199	191	149	43,299	41,808	36,019			
	計画値	204	200	100	44,503	43,904	22,036			
介護予防 訪問入浴介護	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	実績	8	9	8	2,919	3,395	3,250	75	89	94
	計画値	16	20	24	4,444	4,349	3,772	109	107	92
介護予防 訪問リハビリテーション	実績	0	0	1	0	24	108	0	1	4
	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 居宅療養管理指導	実績	2	2	2	371	278	267			
	計画値	1	1	0	174	78	0			
介護予防 通所介護	実績	82	94	88	27,127	31,511	28,881			
	計画値	91	92	53	38,668	39,508	22,982			
介護予防 通所リハビリテーション	実績	12	10	11	4,954	3,969	4,444			
	計画値	20	23	27	10,858	12,744	14,692			
介護予防 短期入所生活介護	実績	3	1	2	814	540	754	11	10	9
	計画値	4	5	6	2,011	3,412	5,225	26.3	44.7	68.5
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画値	1	2	2	321	380	441	3.8	4.6	5.3
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	実績	51	57	66	2,477	2,991	3,428			
	計画値	36	31	26	1,620	1,419	1,212			
特定介護予防 福祉用具購入費	実績	4	4	3	1,098	1,157	1,027			
	計画値	3	3	3	618	601	589			
介護予防 住宅改修	実績	7	5	7	6,128	4,664	5,535			
	計画値	5	6	6	6,249	6,980	7,437			
介護予防 特定施設 入居者生活介護	実績	0	1	0	0	1,031	265			
	計画値	0	0	0	0	0	0			
合計	実績	367	374	337	89,187	91,367	83,978	87	100	107
	計画値	381	383	247	109,466	113,375	78,386	139	156	166

※介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（老健）（病院等）は利用日数

## ■地域密着型介護予防サービス

		利用人数 単位:人/月			給付費 単位:千円/年			利用回数 単位:回/月					
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度			
介護予防 認知症対応型 通所介護	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	実績	3	3	4	2,447	2,065	3,991	/					
	計画値	3	2	2	2,152	1,823	1,487						
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	実績	0	0	0	0	0	0						
	計画値	0	0	0	0	0	0						
合計	実績	3	3	4	2,447	2,065	3,991				0	0	0
	計画値	3	2	2	2,152	1,823	1,487				0	0	0

## ■居宅介護支援

		利用人数 単位:人/年			給付費 単位:千円/年		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
居宅介護支援	実績	697	716	630	101,999	99,525	116,489
	計画値	640	664	677	110,429	114,357	116,443

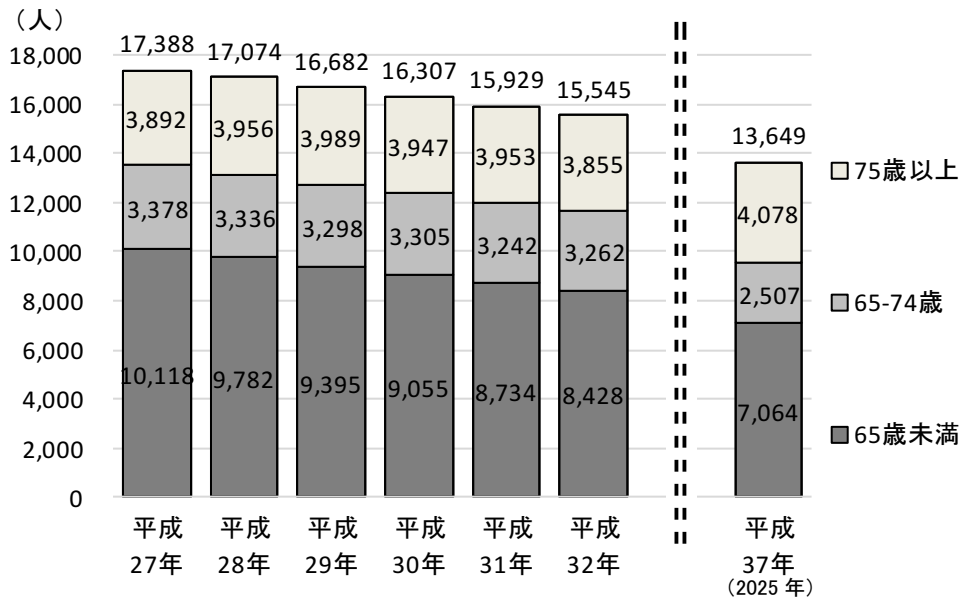
## ■介護予防支援

		利用回数 単位:人/月			給付費 単位:千円/年		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護予防支援	実績	268	266	249	14,000	14,067	13,099
	計画値	264	260	159	13,195	12,947	7,908

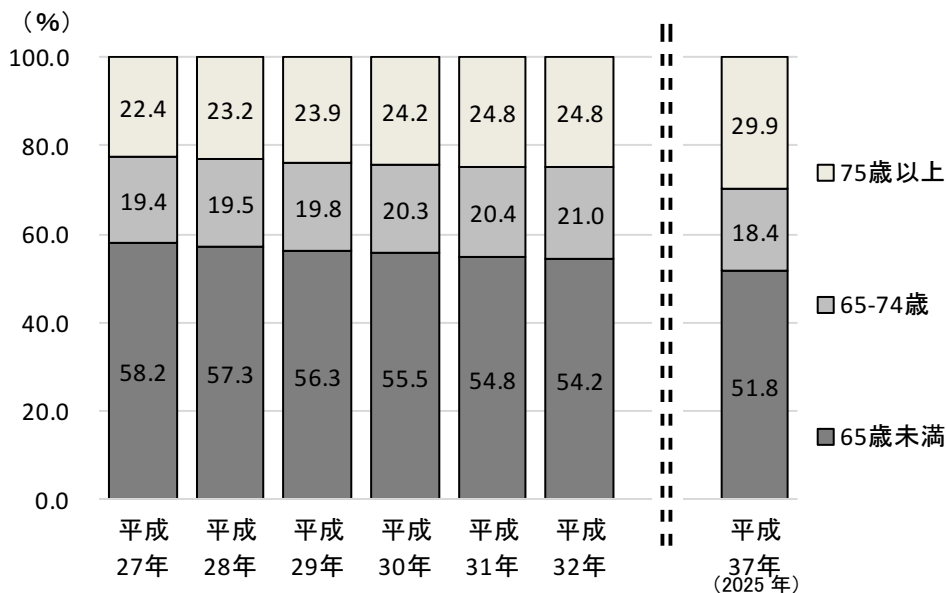
(8) 人口推計

コーホート変化率法<sup>※1</sup>を用いた人口推計によると、総人口の減少は進み、平成32年には、15,000人台半ばまで減少が続くと見込まれます。平成29年から65歳以上人口が減少し始めるとされています。しかし、65歳以上の人口減少率に比べ、65歳未満の人口減少率は高く、年々総人口に占める高齢者の割合が高くなることが予想されます。

■人口推計の内訳



■人口推計の年代比率



資料：住民基本台帳（平成27-29年各年9月30日）

※年代比率は端数処理のため合計値が100.0%にならない場合があります。

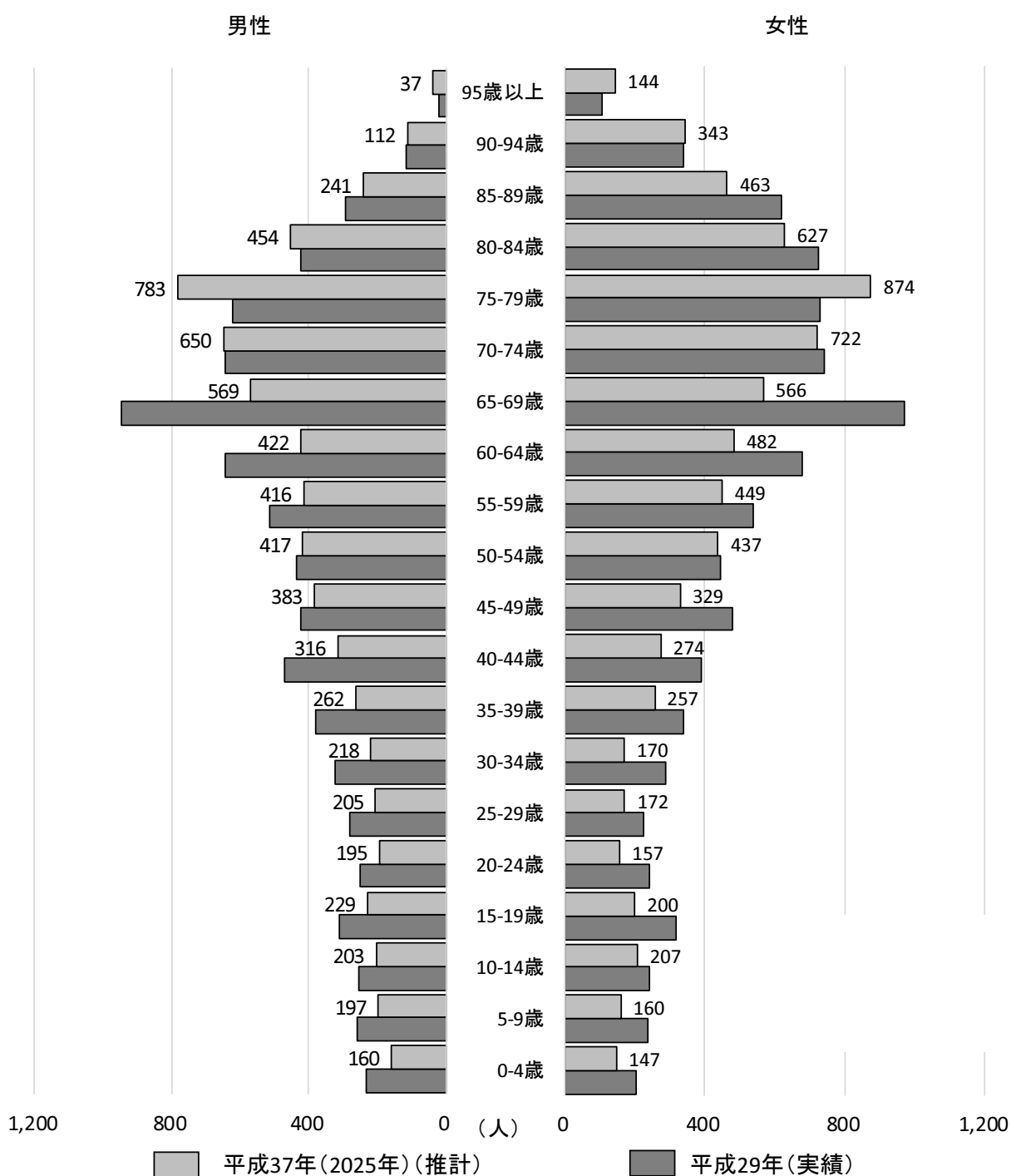
コーホート変化率法<sup>※1</sup>：各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、本推計にあたって平成26-29年各年9月30日の住民基本台帳をもとに、「変化率」を用いて推計しています。



### (9) 人口構造推計

全国的に団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)の年代別人口構造は、本町においても「75-79歳」人口が男女ともに最も多くなり、75歳以上の後期高齢者が増加することが予想されます。

#### ■人口ピラミッドによる現状と将来の比較



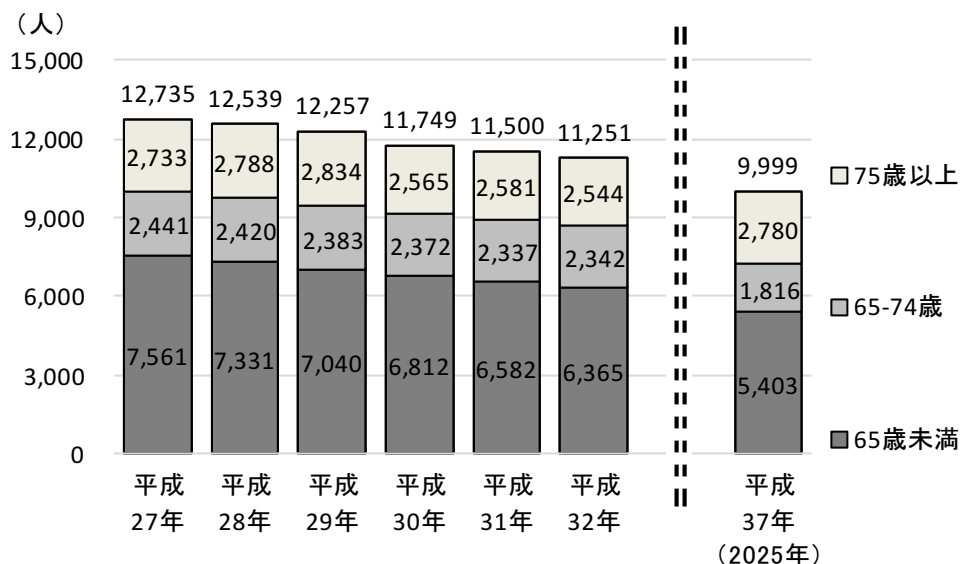
資料：住民基本台帳（平成27-29年各年9月30日）

(10) 日常生活圏域における人口推計

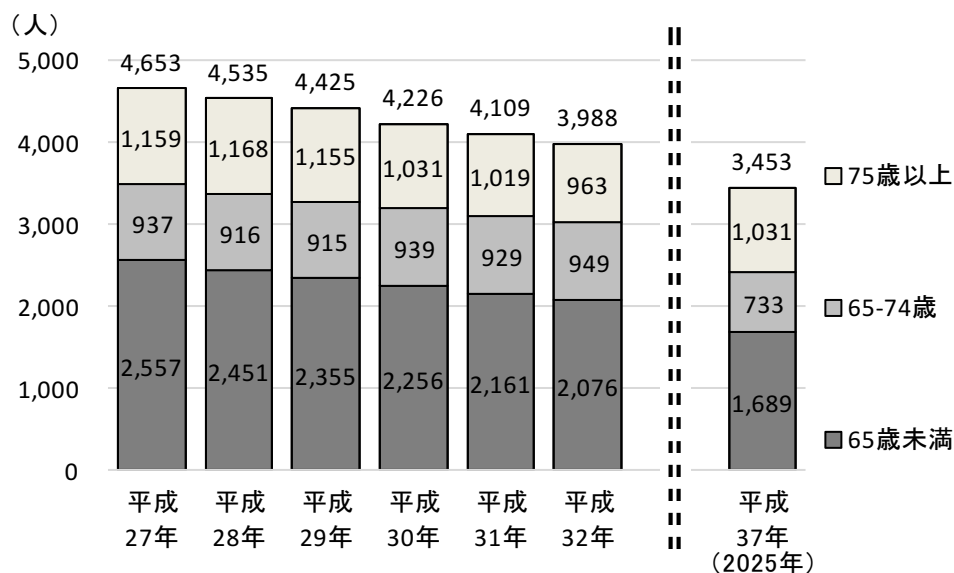
今後も、串本圏域、古座圏域ともに人口減少が進み、総人口に占める高齢者の割合はますます高くなるとされています。

しかし、平成37年（2025年）には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、「75歳以上」人口は増加に転じ、串本圏域では2,780人で平成28年と同規模の人口、古座圏域では1,031人と平成30年と同規模の人口になると見込まれます。

■ 串本圏域



■ 古座圏域



資料：住民基本台帳（平成27-29年各年9月30日）

※串本圏域では、串本圏域でのコーホート変化率法によって人口推計を行っています。古座圏域では、人口規模が小さいため、本町全体の人口変化率を採用して人口推計を行っています。なお、串本圏域と古座圏域のそれぞれで推計しているため、串本圏域と古座圏域との合計が本町の人口推計の総数と合わないことがあります。

## 2節. アンケート調査結果からみる本町の現状

### (1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、「日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」の2つのアンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果をクロス集計することで、その状況におかれた人の状態についての原因や、さまざまな状態との相互関係がみられるよう分析し、課題の抽出を行いました。

#### ■アンケート調査の概要

##### 【日常生活圏域ニーズ調査】

趣旨	本町に居住する高齢者の生活実態や社会参加の状況を把握することにより、地域の課題を特定することを目的としています。
対象者	本町に居住する要介護認定を受けていない65歳以上の人または、要支援認定を受けている65歳以上の人
配布数	900件
有効回答数	646件(71.8%)

##### 【在宅介護実態調査】

趣旨	高齢者等の適切な在宅生活の継続と、家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的としています。
対象者	本町に居住しており、在宅で要支援・要介護認定を受けている65歳以上の人
調査件数	171件(※介護認定調査員による聞き取り)

#### 注)アンケート調査の見方

○回答結果は、各項目の不明を含む有効サンプル数に対する百分比(%)で示し、百分比は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

○複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの比率を示しています。そのため、合計値が100.0%を超える場合があります。

○図表中において「不明」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

○図表中の「N」は集計対象者総数を示しています。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査の結果

①介護・介助の必要性について

要介護認定を受けていない人のうち、介護・介助の必要性について、「介護・介助は必要ない」が大半を占めており、【65-74歳】は94.2%、【75歳以上】は80.6%となっています。

一方で、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」では、【65-74歳】よりも、【75歳以上】が11.8ポイント高い16.3%、「現在、何らかの介護を受けている」では1.8ポイント高い3.1%となっています。

単位: %

要介護認定を受けていない人	65-74歳(N=309)	75歳以上(N=258)
介護・介助は必要ない	94.2	80.6
何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	4.5	16.3
現在、何らかの介護を受けている (介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)	1.3	3.1

<参考> 調査対象者の内訳

単位: 件

	要介護認定を受けていない	要支援1	要支援2	不明
全体 (N=646)	579	16	27	24

■課題の整理

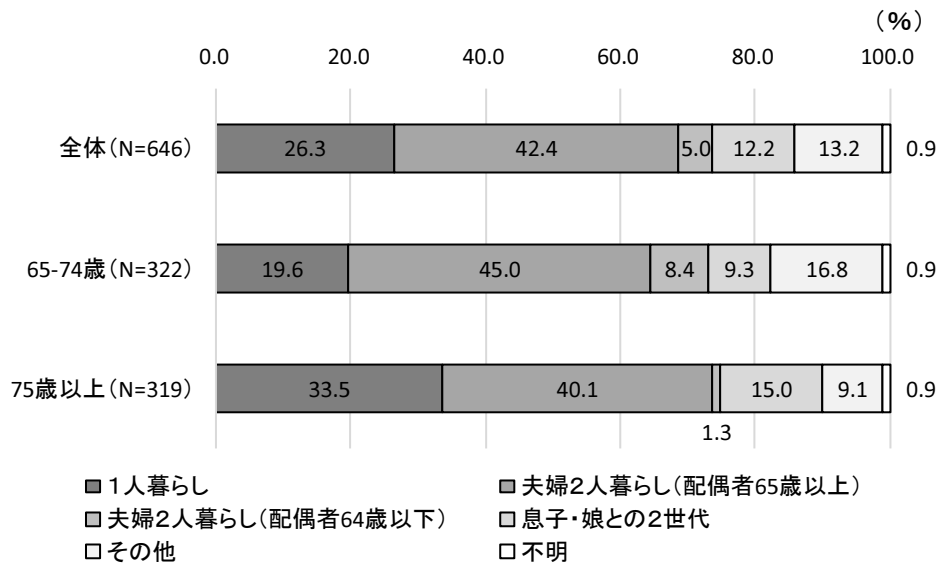
今後ますます75歳以上の高齢者の割合が高まる本町においては、いつまでも元気であり続けられるよう、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みの構築、各取り組みによる効果的な重度化防止や、要介護状態となることを予防していくことが求められます。

## ②家族構成について

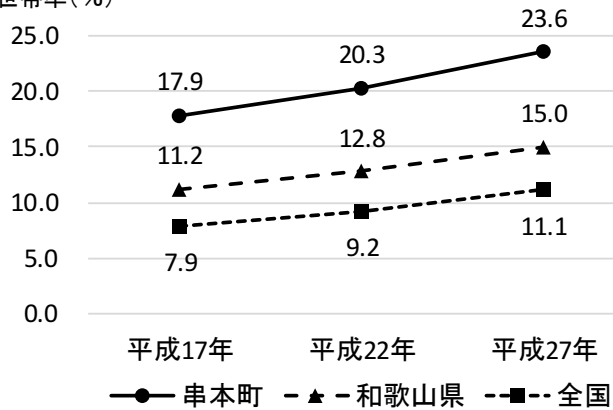
家族構成についてみると、「1人暮らし（高齢者単身世帯）」が【全体】で26.3%となっています。「1人暮らし」は、【75歳以上】の方が【65-74歳】よりも、13.9ポイント高くなっています。

全国と比較しても、本町の高齢者の単身世帯割合は2倍以上高い水準となっており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

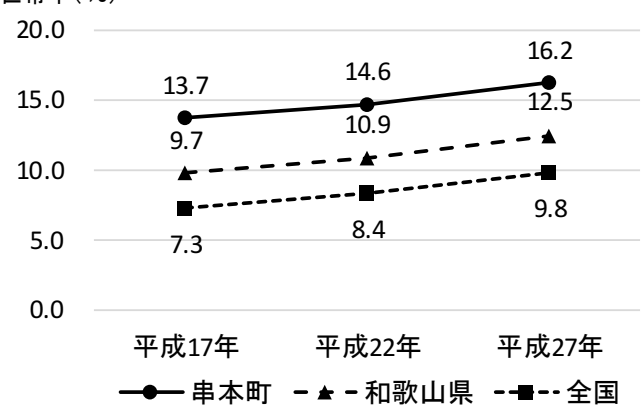
### ■家族構成を年代ごとに集計



高齢者単身世帯率(%)



高齢者夫婦のみ世帯率(%)



資料：国勢調査

### ■課題の整理

高齢者単身世帯の増加が進むなかで、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、生活支援サービスや、見守り等の充実が必要となっています。

③日常生活機能評価に基づく支援の検討 ～運動機能低下・転倒リスク～

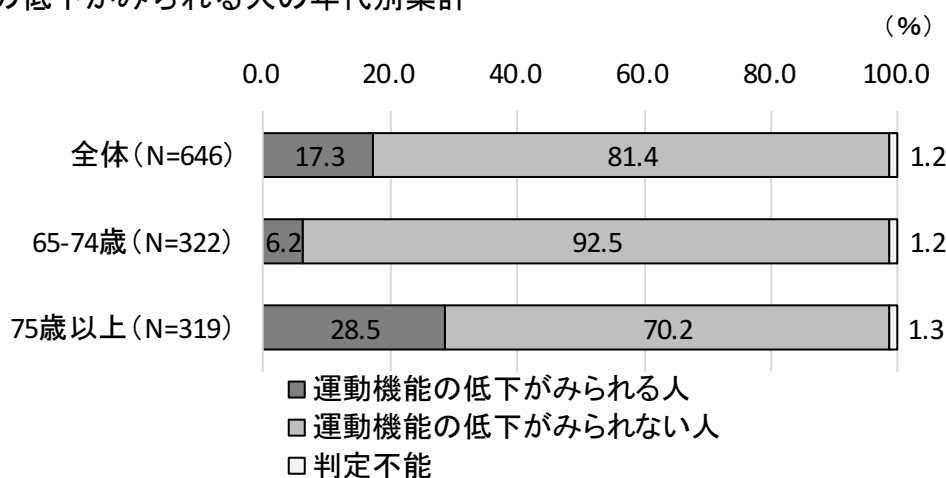
運動機能の低下がみられる人の割合は【全体】で17.3%となっています。

「運動機能の低下がみられる人」は、【65-74歳】よりも【75歳以上】の方が22.3ポイント高く、28.5%となっています。その差はおよそ4.5倍と大きな差がみられます。

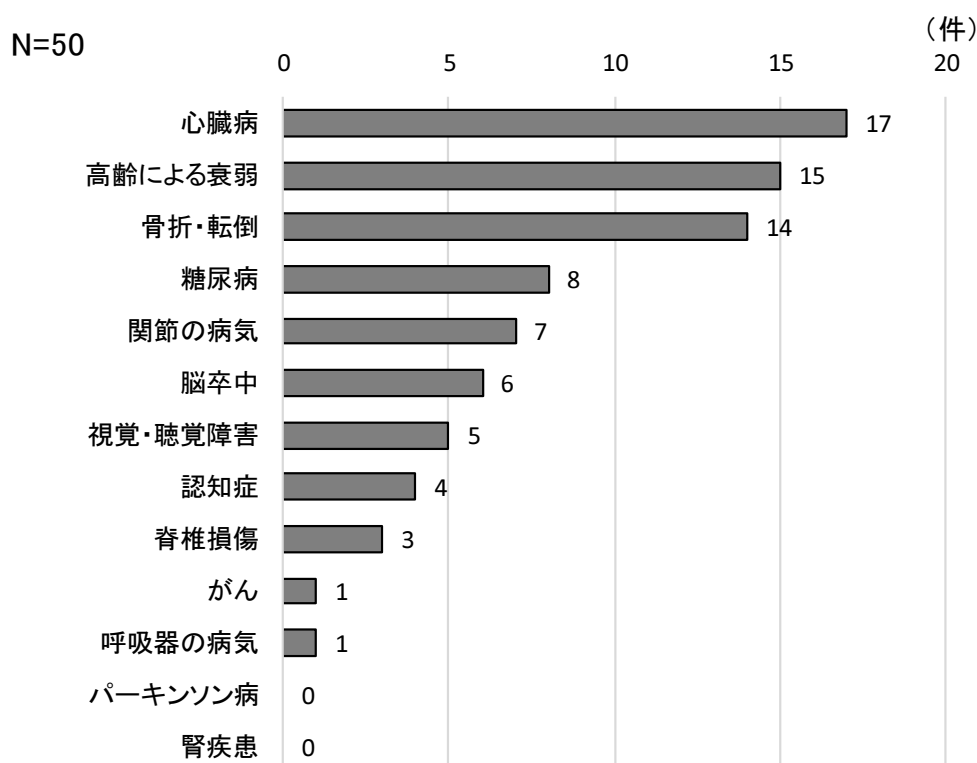
運動機能の低下がみられる人のうち、介護・介助が必要となった主な原因は、「心臓病」が17件と最も多く、次いで「高齢による衰弱」が15件、「骨折・転倒」が14件となっています。

「転倒リスクがみられる人」は、【65-74歳】よりも【75歳以上】の方が16.1ポイント高く、35.4%となっています。

■運動機能の低下がみられる人の年代別集計

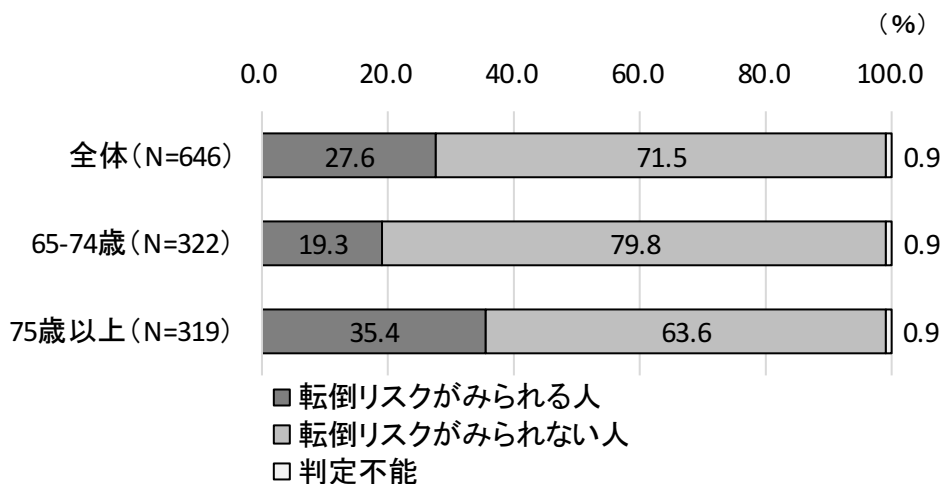


■運動機能の低下がみられる人の介護・介助が必要となった主な原因



※母数の50件は、運動機能の低下がみられる112件のうち、介護・介助が必要と回答した人の数

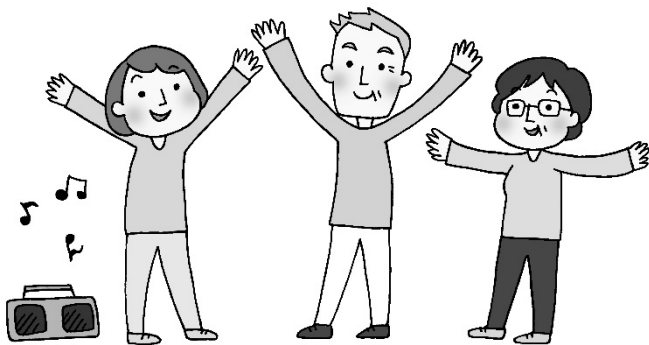
## ■転倒リスクがみられる人の年代別集計



## ■課題の整理

運動機能が低下している高齢者の介護・介助が必要となった主な原因は、「心臓病」「高齢による衰弱」「骨折・転倒」が上位となっており、食事や日ごろの健康管理をはじめ、体力の維持が大切となっています。

各公民館で行われている体操活動等に対する支援の充実が必要です。



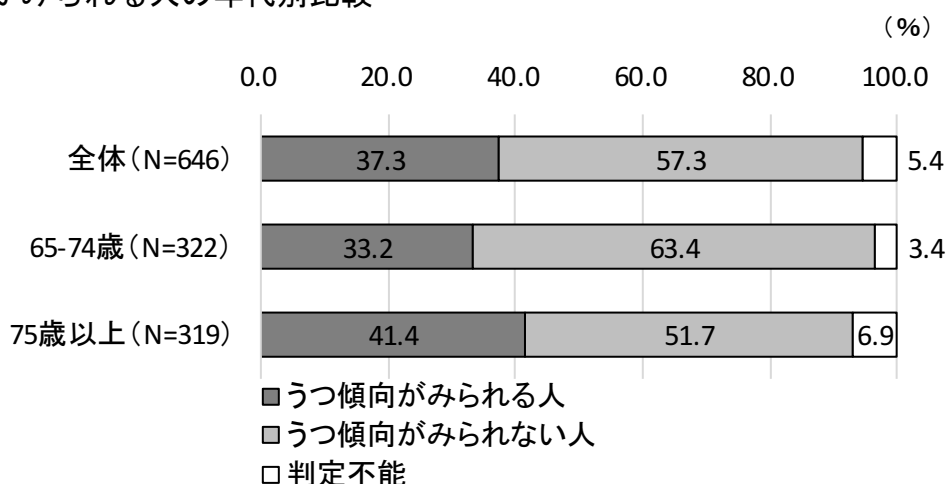
④日常生活機能評価に基づく支援の検討 ～うつ傾向～

うつ傾向がみられる人は、【全体】で37.3%となっています。

「うつ傾向がみられる人」は、【65-74歳】よりも【75歳以上】の方が8.2ポイント高く、41.4%となっています。

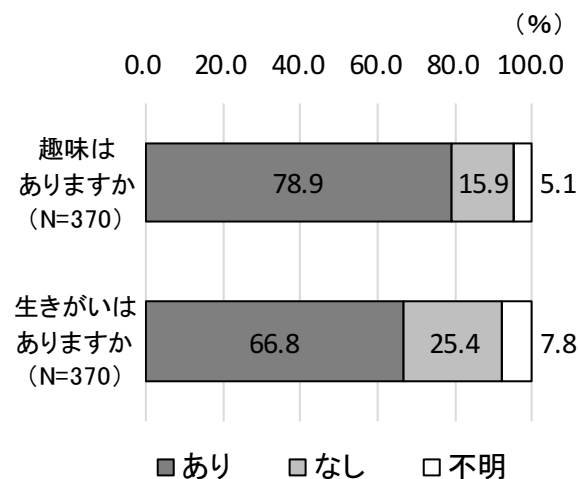
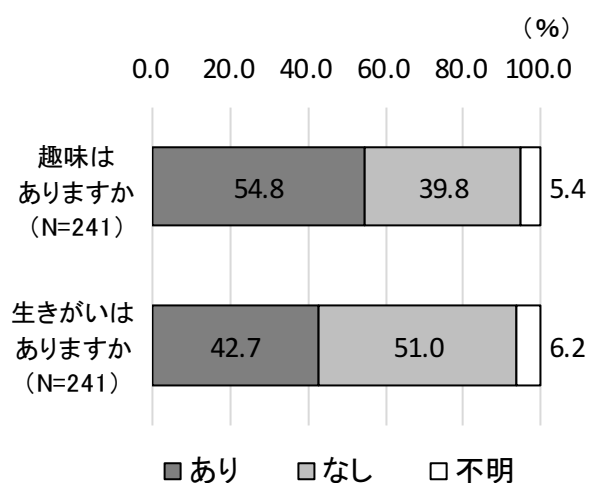
うつ傾向がみられる人とそうでない人とで、趣味や生きがいがあるかについてみると、うつ傾向がみられない人の方が、趣味や生きがいを持っていることが分かります。「趣味がある」と答えた人は、うつ傾向がみられる人より24.1ポイント高い78.9%、「生きがいがある」と答えた人は、うつ傾向がみられる人より24.1ポイント高い66.8%となっています。

■うつ傾向がみられる人の年代別比較



■うつ傾向がみられる人

■うつ傾向がみられない人



■課題の整理

本町ではこれまで、「いつまでも 生き甲斐を持ち 元気で長生きできる まちづくり」を掲げて、施策を展開してきました。元気に生活を送るためには、生きがいは必要不可欠です。これからも、趣味や生きがいを持つ高齢者を増やすための支援を継続していくことが大切です。



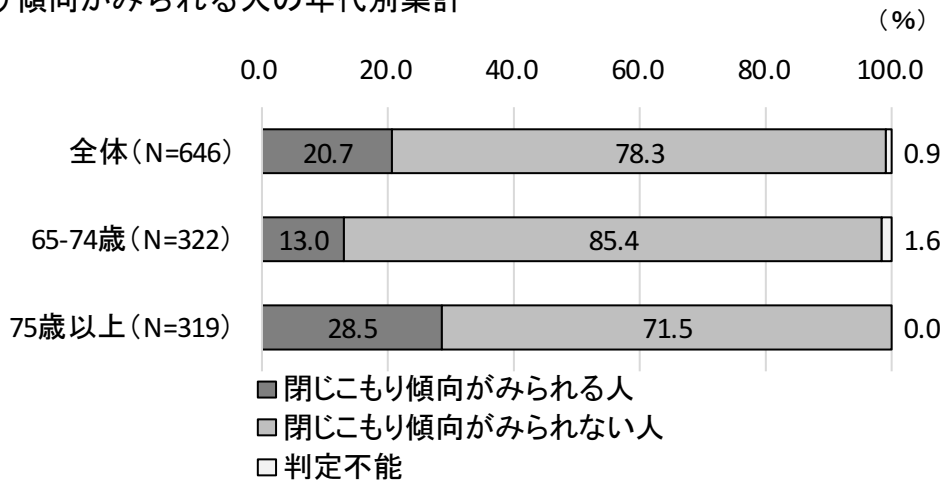
⑤日常生活機能評価に基づく支援の検討 ～閉じこもり傾向～

自宅に閉じこもる傾向がみられる人は、【全体】で20.7%となっています。

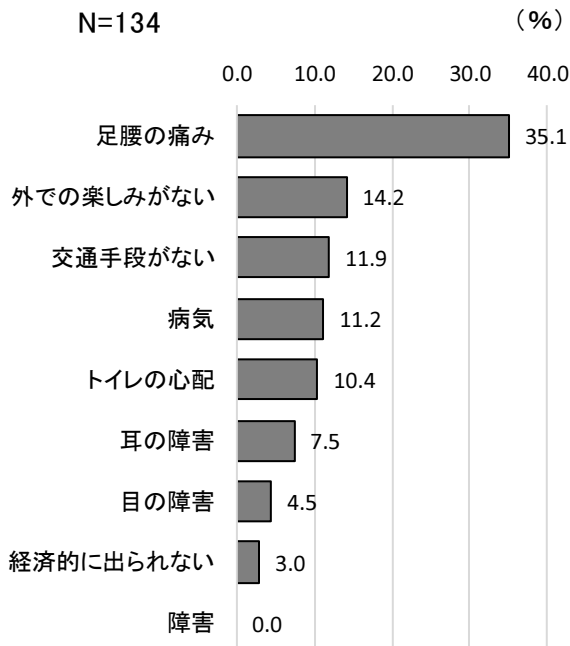
「閉じこもり傾向がみられる人」は、【65-74歳】よりも【75歳以上】の方が15.5ポイント高く、28.5%となっています。

閉じこもり傾向がみられる人の外出を控えている理由としては、「足腰の痛み」が35.1%と最も高く、次いで「外での楽しみがない」が14.2%となっています。

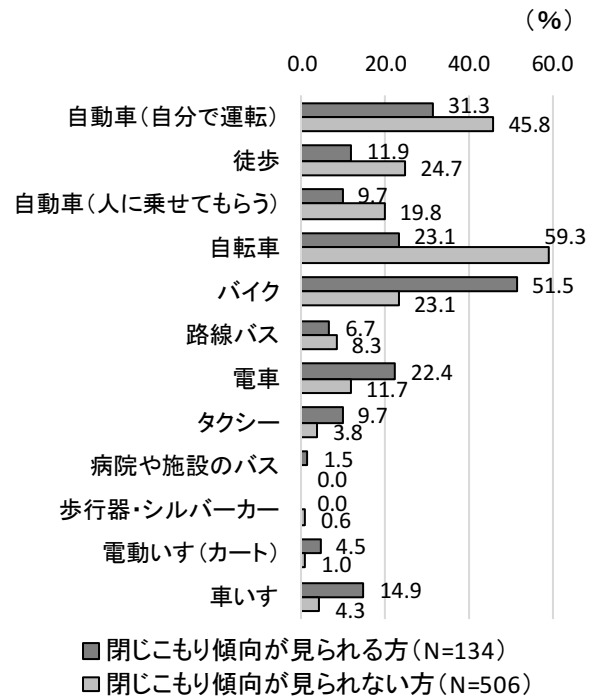
■閉じこもり傾向がみられる人の年代別集計



■閉じこもり傾向がみられる人の外出を控えている理由



■外出する際の主な交通手段



■課題の整理

閉じこもり傾向は、要介護状態になる入り口とも言われています。総人口に占める75歳以上の高齢者の割合がますます高まるなかで、自動車運転免許証の返納等によって主な交通手段がなくなった場合の移動支援等の充実が必要となってきます。

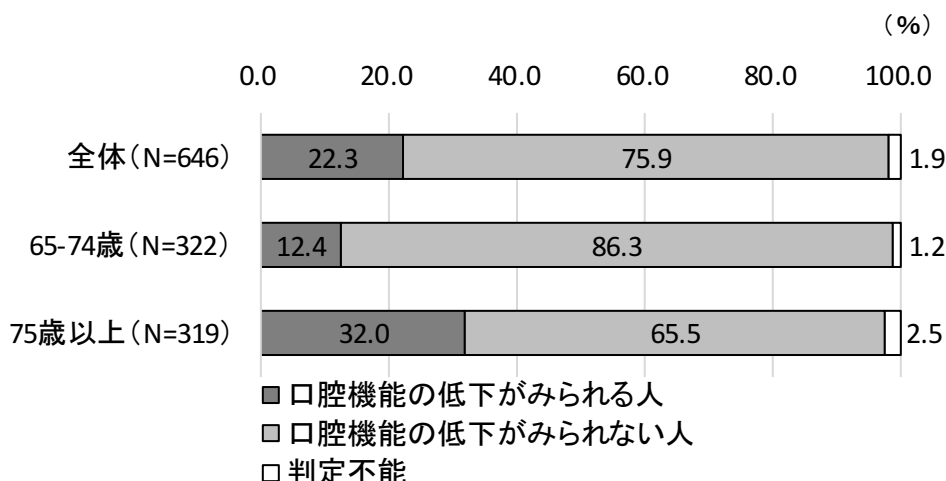
⑥日常生活機能評価に基づく支援の検討 ～口腔機能の低下～

口腔機能の低下がみられる人は、【全体で】22.3%となっています。

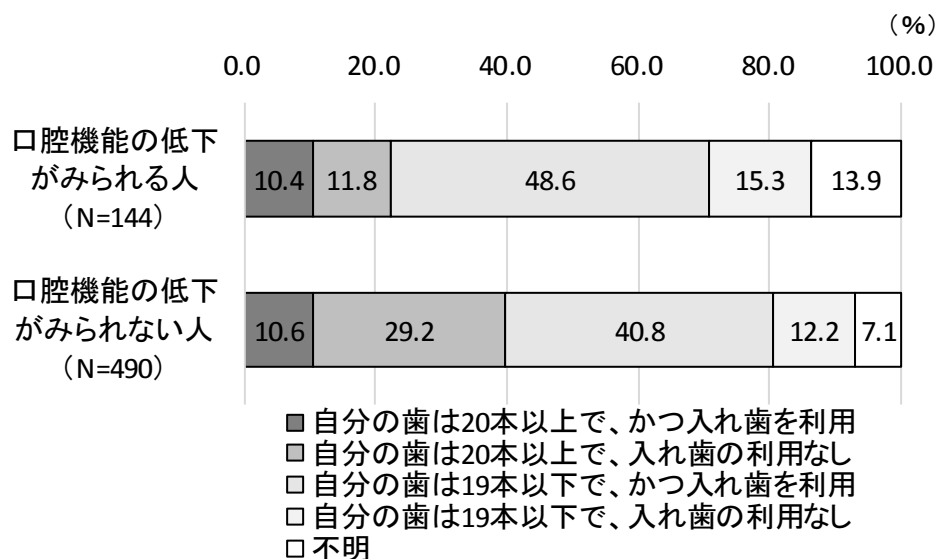
「口腔機能の低下がみられる人」は、【65-74歳】よりも【75歳以上】の方が19.6ポイント高く、32.0%となっています。

歯の数と入れ歯の利用状況は、【口腔機能の低下がみられる人】よりも、【口腔機能の低下がみられない人】の方が、「自分の歯は20本以上で、入れ歯の利用なし」が17.4ポイント高くなっています。

■口腔機能の低下がみられる人の年代別集計



■歯の数と入れ歯の利用状況



■課題の整理

口腔機能は、おいしくご飯を食べるためばかりではなく、社会参加の継続や日常生活動作の維持とも関係しています。日ごろから歯磨き等による口腔衛生の維持や、会話などの発音・発声による、口腔機能の維持・向上が大切です。

### ⑦日常生活機能評価に基づく支援の検討 ～ I A D L ～

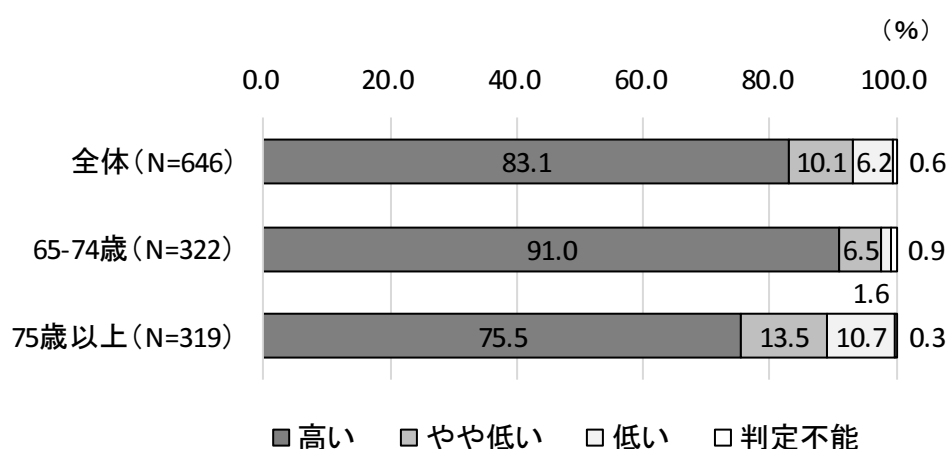
I A D L (Instrumental Activities of Daily Living：手段的日常生活動作) の低下がみられる人(「やや低い」と「低い」の合計)は、【全体】で 16.3%となっています。

「I A D L の低下がみられる人」は、【65-74 歳】よりも【75 歳以上】の方が、16.1 ポイント高く、24.2%となっています。

※「I A D L」とは、買物や洗濯等の家事全般、金銭管理や服薬管理等、日常生活を送る上で必要な動作ができるかを示す指標です。

#### ■ I A D L の年代別集計

※「やや低い」「低い」が I A D L の低下がみられる人



#### ■ I A D L の判定

※下の表で、該当する選択肢(下の表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が5点でI A D Lが「高い」、4点で「やや低い」、0～3点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で預貯金の出し入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

⑧日常生活機能評価に基づく支援の検討 ～知的能動性～

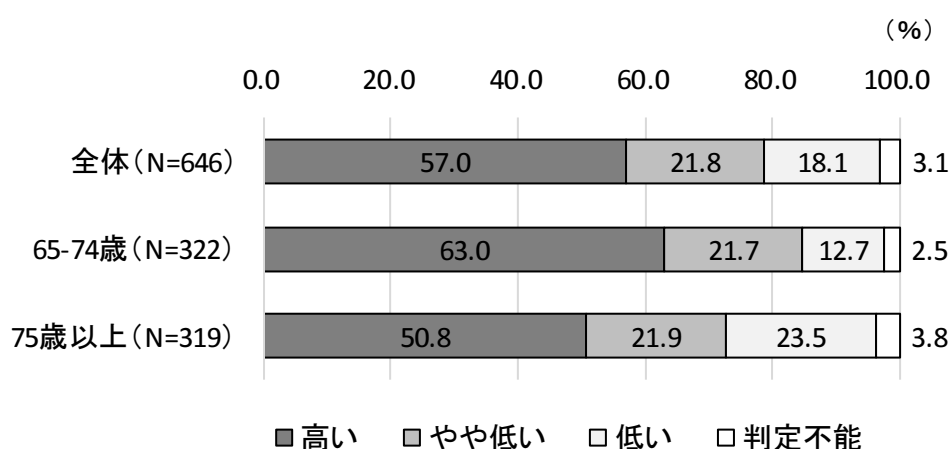
知的能動性の低下がみられる人（「やや低い」と「低い」の合計）は、【全体】で39.9%となっています。

「知的能動性の低下がみられる人」は、【65-74歳】よりも【75歳以上】の方が11.0ポイント高く、45.4%となっています。

※「知的能動性」とは、探索、創作、余暇活動等、情報や知識を自ら収集して表現できる能力を示す指標です。

■知的能動性の年代別集計

※「やや低い」「低い」が知的能動性の低下がみられる人



■知的能動性の判定

※下の表で、該当する選択肢（下の表の網掛け箇所）が回答された場合は1点と数え、合計が4点で知的能動性が「高い」、3点で「やや低い」、0～2点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか	1. はい 2. いいえ
新聞を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
本や雑誌を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
健康についての記事や番組に関心がありますか	1. はい 2. いいえ

### ⑨日常生活機能評価に基づく支援の検討 ～社会的役割～

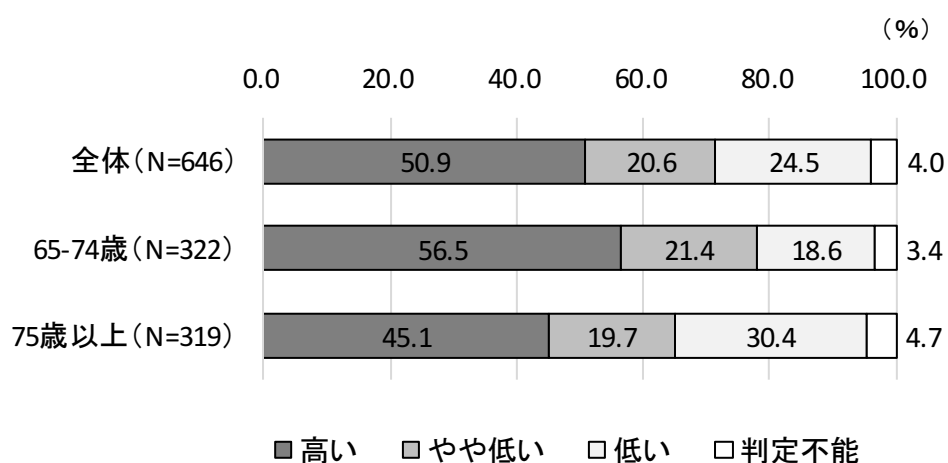
社会的役割の低下がみられる人（「やや低い」と「低い」の合計）は、【全体】で45.1%となっています。

年代別にみると、【65-74歳】よりも【75歳以上】の方が10.1ポイント高く、50.1%となっています。

※「社会的役割」とは、人を思いやること、相談にのること、他の世代との積極的な交流を持つことなど、地域や社会に参加する能力を示す指標です。

#### ■社会的役割の年代別集計

※「やや低い」「低い」が社会的役割の低下がみられる人



#### ■社会的役割の判定

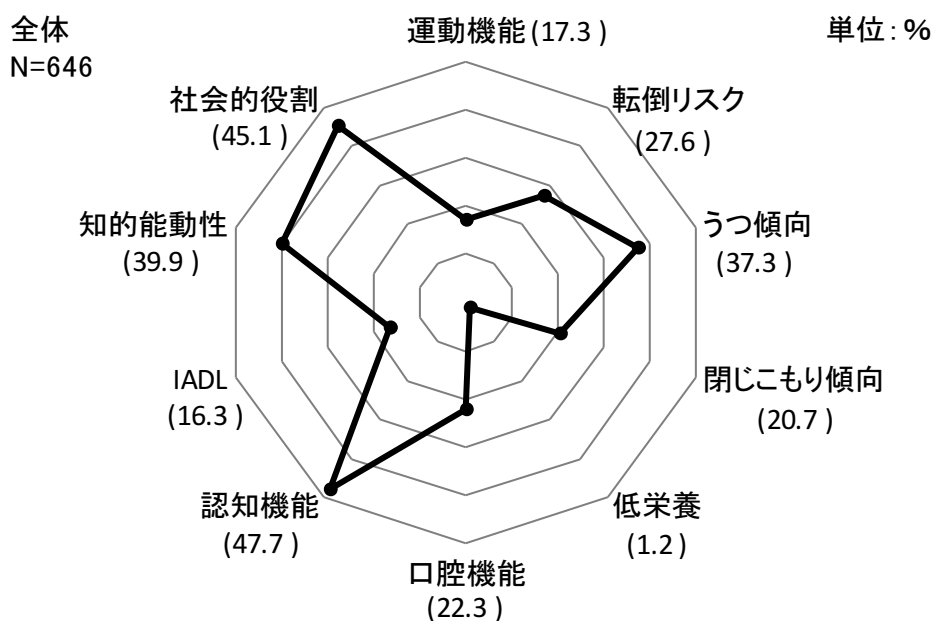
※下の表で、該当する選択肢（下の表の網掛け箇所）が回答された場合は1点と数え、合計4点は社会的役割が「高い」、3点が「やや低い」、0～2点が「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
友人の家を訪ねていますか	1. はい 2. いいえ
家族や友人の相談にのっていますか	1. はい 2. いいえ
病人を見舞うことができますか	1. はい 2. いいえ
若い人に自分から話しかけることがありますか	1. はい 2. いいえ

⑩日常生活機能評価に基づく支援の検討 ～まとめ～

日常生活機能評価全般についてみると、各項目についての機能低下がみられる人の割合は、「認知機能」「社会的役割」において4割後半となっています。また、【65-74歳】よりも【75歳以上】の方が、「運動機能」で22.3ポイント、「口腔機能」で19.6ポイント、「認知機能」で19.2ポイント高くなっています。

■日常生活機能評価各項目の機能低下がみられる人の割合



■日常生活機能評価各項目の機能低下がみられる人の年代別比較(75歳以上について降順)

単位：%

	65-74歳 (N=322)	75歳以上 (N=319)
認知機能	38.2	57.4
社会的役割	40.0	50.1
知的能動性	34.4	45.4
うつ傾向	33.2	41.4
転倒リスク	19.3	35.4
口腔機能	12.4	32.0
運動機能	6.2	28.5
閉じこもり傾向	13.0	28.5
IADL	8.1	24.2
低栄養	0.9	1.6

■課題の整理

日常生活機能評価を総合的にみた結果、年齢を重ねるにつれて、「運動機能」や「口腔機能」、「認知機能」等の低下のリスクが高まっています。また、「社会的役割」「知的能動性」「うつ傾向」等は、年代別に関係なくリスクが高くなっています。

したがって、いつまでも元気であり続けるためには、地域での絆を深め、気軽に相談できる近所付き合い等の社会活動ができる支援が必要です。

## 「日常生活圏域ニーズ調査」からみえる本町の姿

「日常生活圏域ニーズ調査」では、要介護認定を受けていない元気な高齢者の割合が高くみられました。

元気な高齢者においても、「社会的役割」「知的能動性」「うつ傾向」等、日常生活機能の低下がみられる人の割合が高い項目もみられました。

また、本町でも、平成37年（2025年）に75歳以上の後期高齢者がピークを迎えることが予想されています。本町の後期高齢者の要介護認定率は、東牟婁郡のなかで高水準にあり、特に75歳以上の高齢者が要介護状態になることを防ぐよう努める必要があります。

### ・趣味や生きがいを持って生活を送ることの必要性

本調査から、「うつ傾向」がみられる人とそうでない人とで、趣味や生きがいを持っている割合に大きな差がみられました。趣味や生きがいは、日々の生活に活力を与えるだけでなく、さまざまな人とのコミュニケーションをとるためにも大切なことです。いつまでも元気で、自分らしく生活し続けるために、高齢者の社会参加の促進や生きがいづくり活動、地域交流活動等への支援を図ります。

### ・地域で支え合うことのできる関係の構築の必要性

これからの社会は、地域でお互いに支え合うことがますます必要となってきます。地域のつながりを育むためには、日ごろからの関係の構築が必要です。そうした基盤づくりに向けて、地域における交流活動の促進を図り、高齢者同士や世代間の交流を推進し、多様な「つながりづくり」に取り組みます。

また、高齢者の閉じこもりを防止し、楽しみながら地域交流できる環境づくりを図ります。

### ・介護予防・重度化防止のための支援の必要性

日常生活機能評価で生活機能の低下がみられる人に対し、介護予防と重度化防止の取り組みが必要となっています。地域団体と連携した事業や高齢者自身が支援者として関わる事業を展開し、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

また、元気な高齢者を対象とした事業、生活機能の低下がみられる高齢者を対象とした事業、地域団体と連携した事業等、多様な取り組みにより介護予防の意識の啓発と介護予防活動への参加の拡大を図ることが必要となっています。

(3) 在宅介護実態調査の結果

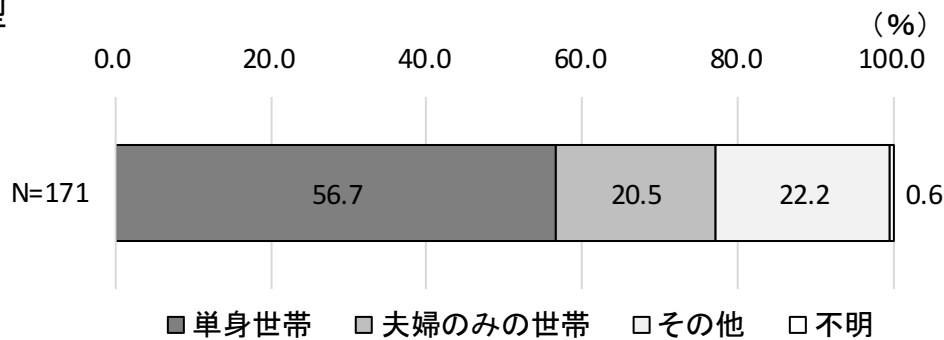
①世帯類型と主な介護者、介護頻度

世帯類型についてみると、「単身世帯」が56.7%と最も高く、「夫婦のみの世帯」は20.5%となっています。

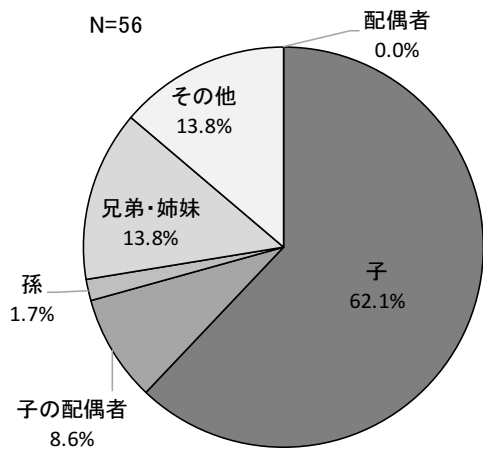
主な介護者は、【単身世帯】では「子」が62.1%と最も高く、【夫婦のみの世帯】では「配偶者」が69.0%となっています。

介護頻度は【単身世帯】で、「(家族による介護は) ない」が41.2%、【夫婦のみの世帯】では「ほぼ毎日ある」が65.7%となっています。

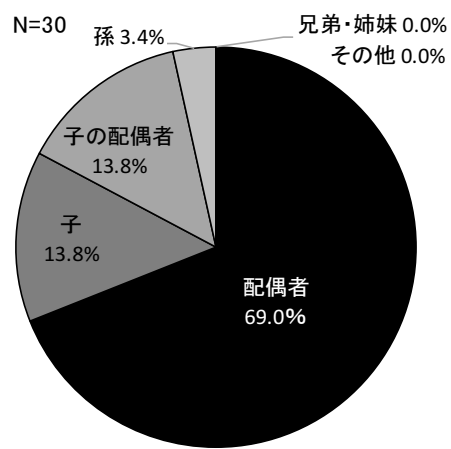
■世帯類型



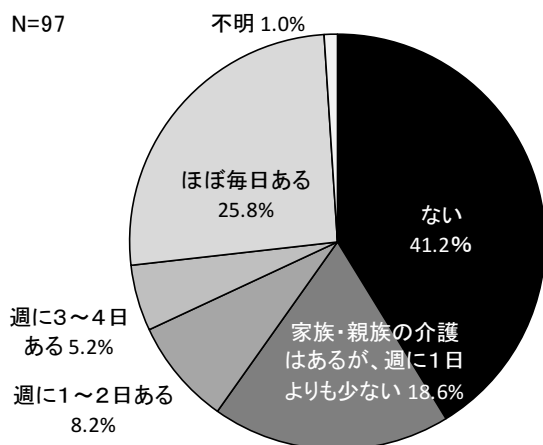
■単身世帯の方の主な介護者



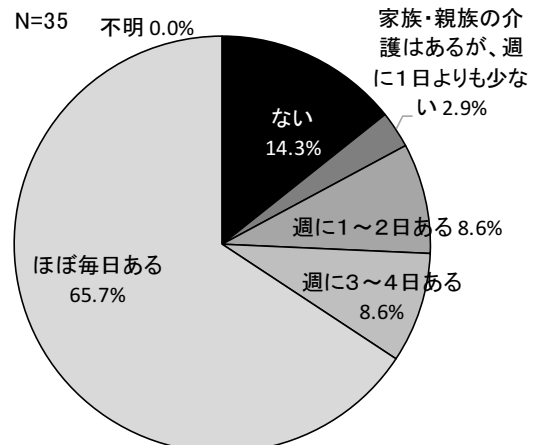
■夫婦のみの世帯の方の主な介護者



■単身世帯の方の介護頻度



■夫婦のみの世帯の方の介護頻度



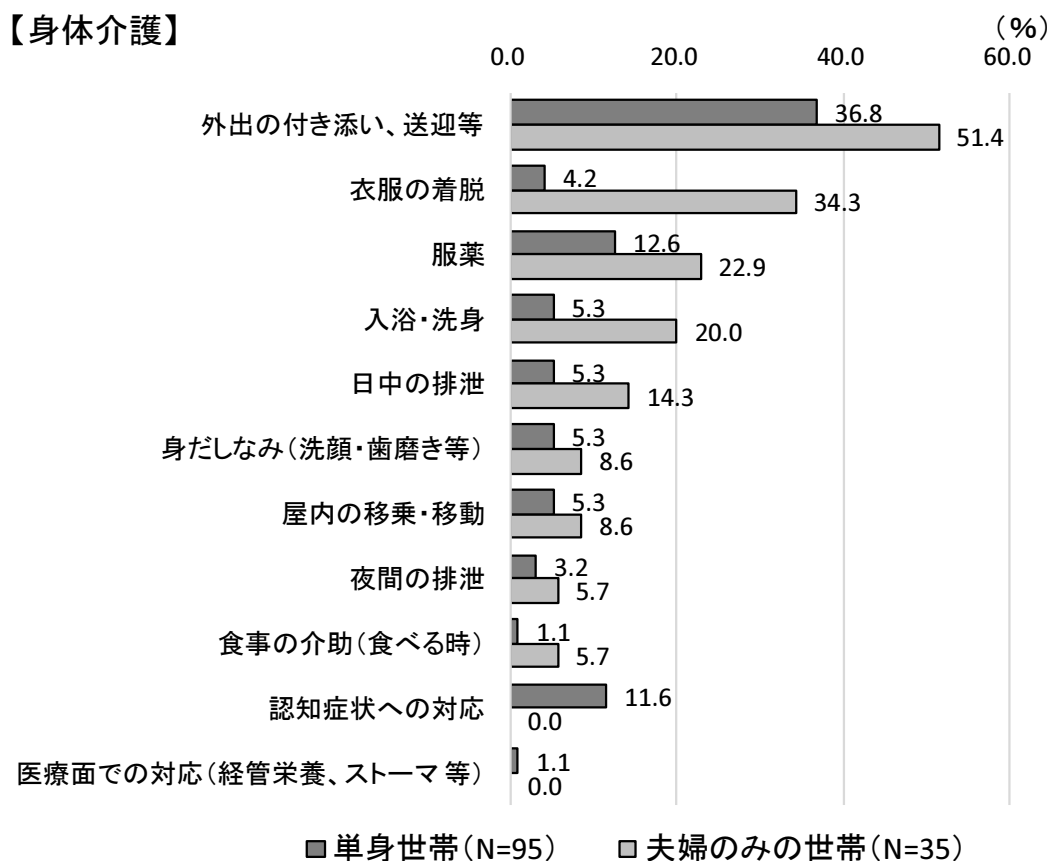


## ②現在、主な介護者が行っている介護等

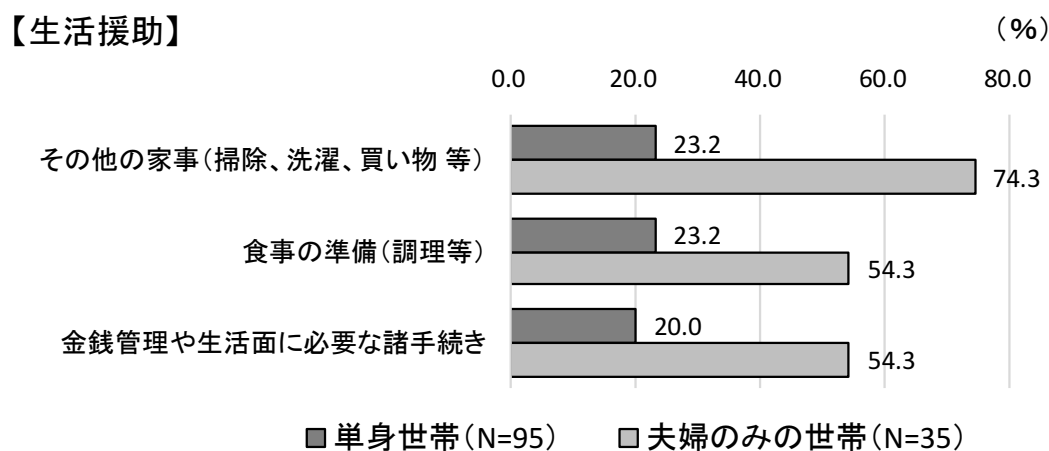
主な介護者が行っている介護等についてみると、身体介護では、【単身世帯】【夫婦のみの世帯】ともに「外出の付き添い、送迎等」が最も高く、それぞれ36.8%、51.4%となっています。

生活援助では、【夫婦のみの世帯】において、すべての項目で5割以上となっています。

### ■主な介護者が行っている介護のうち身体介護（わからない、その他を除く）

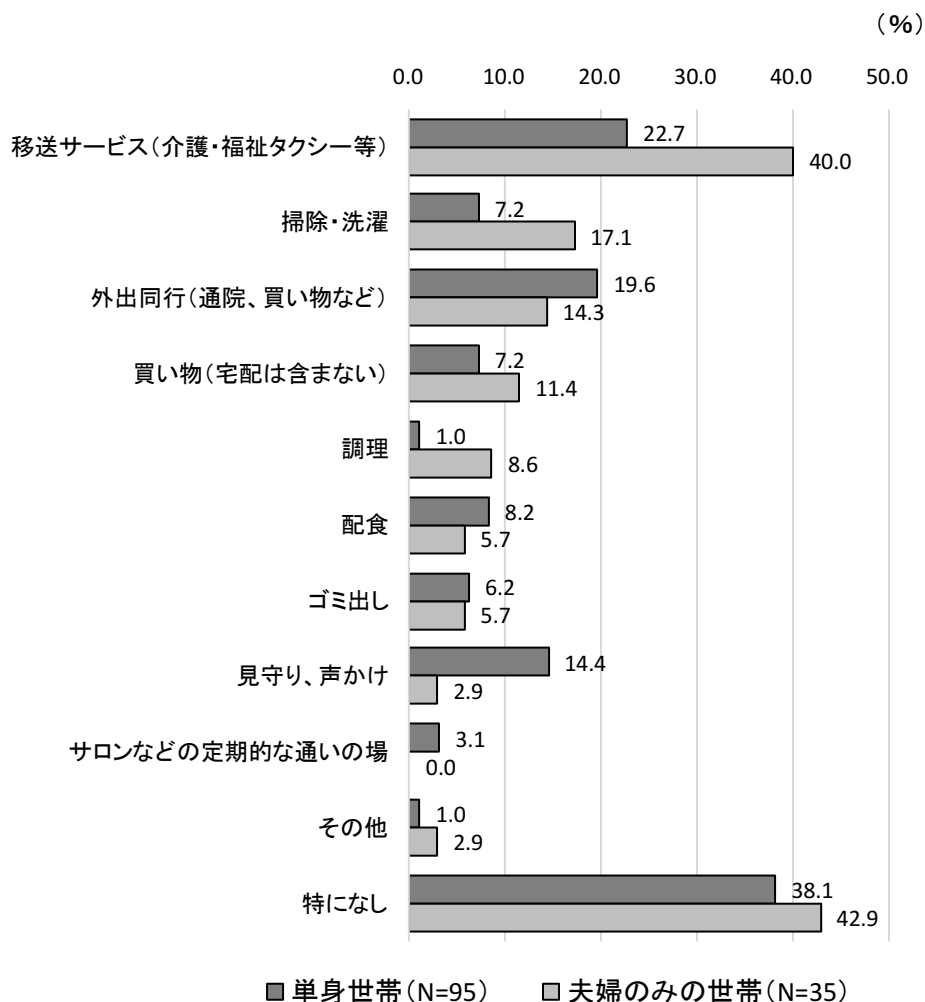


### ■主な介護者が行っている介護のうち生活援助（わからない、その他を除く）



③今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、【単身世帯】【夫婦のみの世帯】ともに「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が最も高く、それぞれ22.7%、40.0%となっています。次いで【夫婦のみの世帯】では、「掃除・洗濯」が17.1%、【単身世帯】では、「見守り、声かけ」が14.4%と高くなっています。

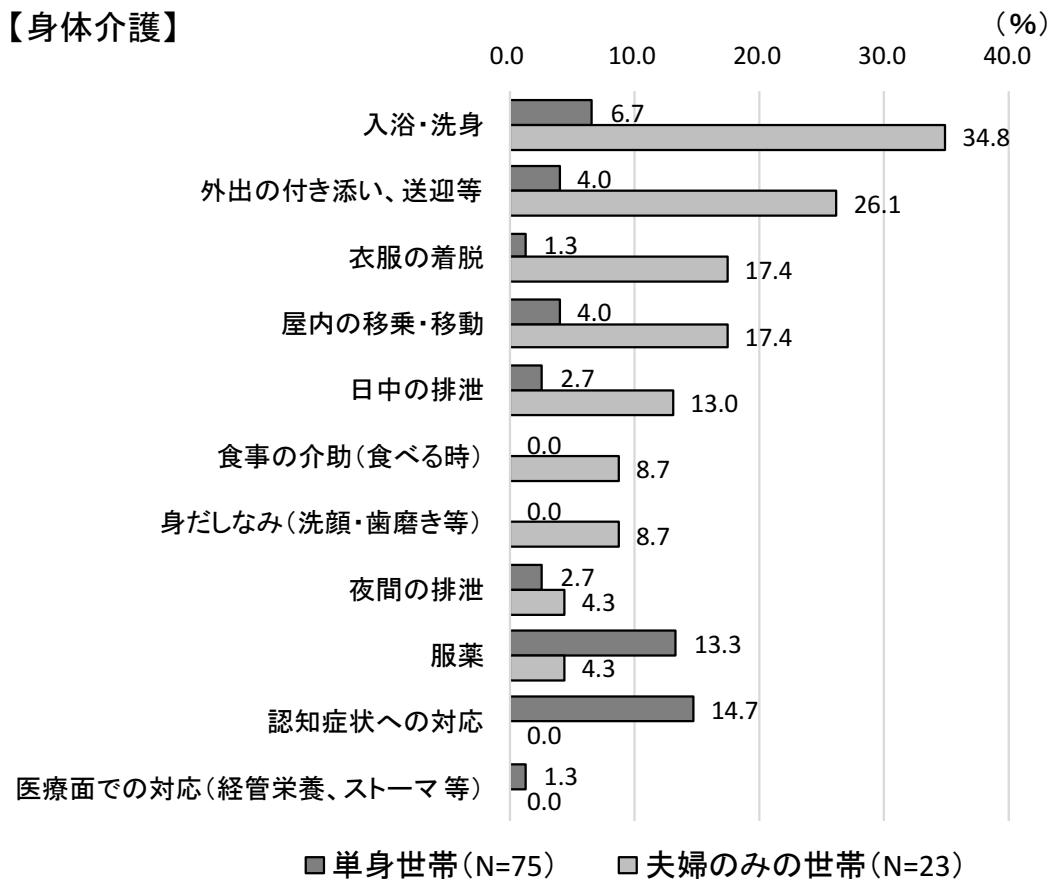


④現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等

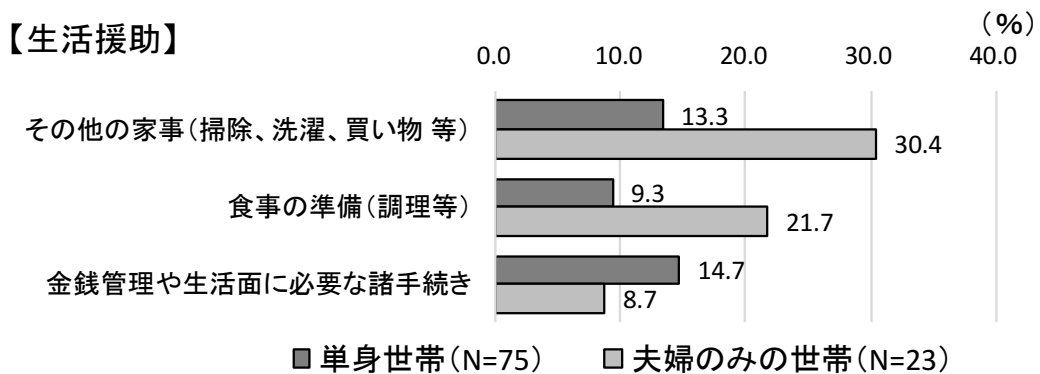
主な介護者が不安に感じる介護等についてみると、身体介護において、【単身世帯】では、「認知症状への対応」が14.7%、【夫婦のみの世帯】では「入浴・洗身」が34.8%となっています。

生活援助において、【単身世帯】では「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が14.7%、【夫婦のみの世帯】では「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が30.4%となっています。

■主な介護者が不安に感じる身体介護（特にない、わからない、その他を除く）



■主な介護者が不安に感じる生活援助（特にない、わからない、その他を除く）



## 「在宅介護実態調査」からみえる本町の姿

---

「在宅介護実態調査」では、単身世帯と夫婦のみの世帯とで、介助・介護の状況が異なっており、それぞれのニーズに応じた支援が必要となっています。

### ・単身世帯

単身世帯の家族による介護の状況では、子どもが主な介護者となっており、外出の付き添い、送迎等を中心に介護をしていることがうかがえます。そうした点からも、「移送サービス」や「外出同行」のサービスの必要性を感じていることがわかります。

在宅生活の継続に必要と感じる支援サービスとして、「見守り、声かけ」の支援が必要となっている割合は、夫婦のみの世帯と比較して高く、地域で支え合う関係の構築が必要となっています。また、「服薬」や「認知症への対応」等への不安もみられ、在宅医療・介護等も必要となっています。

### ・夫婦のみの世帯

夫婦のみの世帯では、配偶者が主な介護者となっており、生活援助全般、外出の付き添い等の支援をしていることがうかがえます。そうした点からも、在宅生活の継続に必要な支援・サービスとして「移送サービス」「掃除・洗濯」の割合が高く、また、将来の不安を感じる介護等として、「入浴・洗身」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」の割合が高くなっています。「移送サービス」等の移動支援のほか、訪問介護や訪問入浴介護等の日常生活を継続するための支援が必要となっています。

#### (4) アンケート調査からみえる本町の課題のまとめ

本町の課題や国の政策動向等を踏まえ、本計画期間において特に重点的に取り組む必要のある課題を整理します。

##### ①介護予防の推進

---

○本町においても、平成37年(2025年)には75歳以上の後期高齢者の人口に占める割合が3割弱となり、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。一人でも多くの人が現在の生活状況を維持・向上し、要介護状態になることの予防と、重度化を防止するために、健康づくりと併せて効果的な介護予防事業を進めることが大切です。

##### ②地域交流の推進

---

○地域で見守り、支え合うことができる関係構築のため、趣味や生きがいを持って生活し、楽しみながら地域交流ができる環境をつくるのが大切です。

○これまでの生活を継続していくためには、地域での支え合いが必要不可欠です。高齢者同士の交流促進に加え、世代を超えて交流ができるような、交流促進が求められています。

##### ③介護予防・日常生活支援総合事業の展開

---

○介護予防と重度化防止の取り組みの一環として、地域団体と連携した事業や高齢者自身が支援者として関わる事業を推進していく必要があります。

○いつまでも安心して生活を続けられるよう、また、必要な支援が必要とする人に届くよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実が求められています。

##### ④地域ケア会議の充実と地域課題への対応

---

○高齢者保健福祉施策との連携を強め、地域ケア会議における検討がより効率的・効果的な施策の展開につながるよう取り組むことが大切です。

##### ⑤医療・介護連携の促進

---

○安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療と介護のサービスが連携し、包括的かつ継続的に提供されることが大切です。

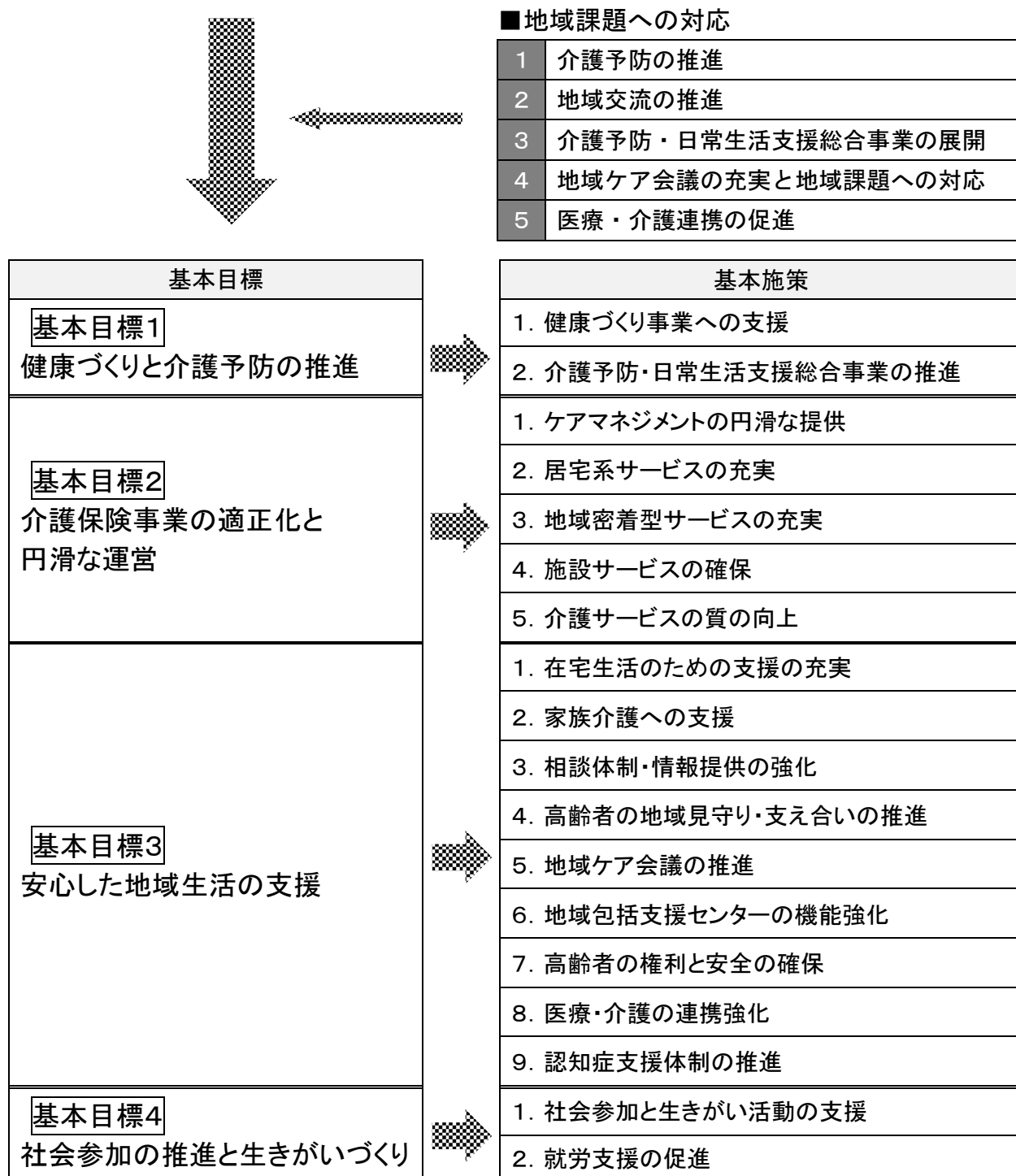
○在宅医療・介護連携の推進や、在宅での生活に必要なサービスが円滑に受けられるような環境整備が必要です。

## 第4章 基本理念の実現に向けた施策展開

### 1節. 本計画の施策体系

#### 基本理念

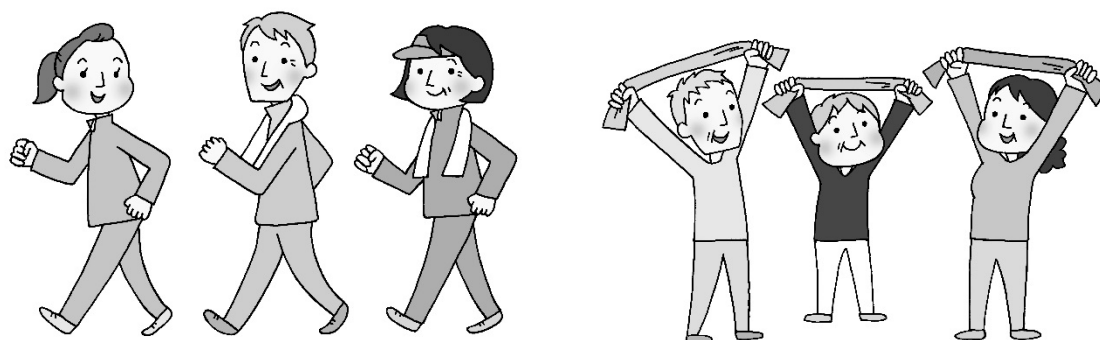
ともに支え合い いきいきと笑顔で暮らせるまち 串本



## 2節. 基本理念の実現に向けた具体的施策の展開

### (1) 基本目標 1 健康づくりと介護予防の推進

これまでに健康づくりに向けて、特定健康診査や、各種検診、健康教室の開催、保健指導等を実施してきました。今後、ますます高齢者の割合が増えていくなかで、加齢による生活動作の低下を予防するとともに、食生活の改善や、運動等による健康管理等、一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康寿命の延伸に努めることが大切です。また、自分らしく活動的な毎日を過ごすことができるよう、介護予防の取り組みが重要となります。



#### ①基本施策1 健康づくり事業への支援

健康であることは、いつまでも自立した生活をし、仕事や趣味、さまざまな社会活動に参加するためにも重要です。加齢による衰弱を予防し、体力づくり、病気の予防に努めることが大切です。

#### 【取り組みの内容】

##### 1. 健康教室や保健指導の充実

特定健康診査の受診を呼びかけるとともに、特定健康診査実施後の個別健康相談の機会を設け、個別の特定保健指導を強化することにより、高齢者一人ひとりの健康に対する意識を高め、疾病等の悪化防止に努めます。また、高齢者だけでなく、40歳からの生活習慣予防に向けた取り組みの実施等、要介護状態にならないよう、早期予防に取り組めます。

##### 2. 口腔ケアを通じた健康づくりの推進

口腔の健康は、健康づくりの第一歩です。地域密着型通所介護事業所等の、各サービス事業者が行う、口腔ケアを通じた疾患予防の取り組みに対する支援を強化します。また、健康教室を通じて、高齢者の口腔ケアに対する意識を高めます。

## ②基本施策2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護が必要な状態になることを防ぐことは、健康づくりと同様にいきいきとした生活の継続のためにも重要です。たとえ要介護状態になったとしても、状態の早期把握に努め、早期の適切な対応が大切です。各種取り組みを適切に活用し、高齢者の要介護状態の把握と状態改善、重度化防止を推進します。また、地域住民、ボランティア、NPO等との連携を図り、多様な生活支援・介護予防サービスが提供される地域づくりを促進します。

### 【取り組みの内容】

#### 1. 介護予防把握事業

相談業務や介護予防教室等の機会を活用し、要介護リスクの高い高齢者等の介護予防対象者の早期発見に努め、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとする介護予防事業、介護予防活動につなげます。

#### 2. 介護予防普及啓発事業

介護予防についての啓発や介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発に向けて、「ふれあいいきいきサロン」や老人クラブ等へ出前講座を実施します。

#### 3. 地域介護予防活動支援事業

地域での介護予防（運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり・うつ予防）に関する健康教育等を拡充し、介護予防の取り組みを強化します。また、地域における自主的な介護予防活動の担い手の育成・確保に努めます。

#### 4. 一般介護予防事業評価事業

本計画に定める主な取り組み等の達成状況の検証と一般介護予防事業を評価し、地域における介護予防活動の進捗状況の確認及び必要な事業の検討等を行います。

#### 5. 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を活用し、地域における出前講座、通所、訪問、サービス担当者会議等への関与を促進することで、多職種との連携を行います。また、地域で実施されている自主活動等へ専門職種を派遣し、地域における介護予防活動の推進を図ります。



## 6. 訪問型サービス(総合事業)

利用者一人ひとりの状態に合ったサービス利用につながるよう、自立支援に向けた個別ケアマネジメントを実施します。また、サービス提供事業所に対し、自立支援の意識づけを行います。

### ■訪問型サービスの事業費(見込み)

		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問型サービス	千円/年	47,196	48,612	48,708

## 7. 通所型サービス(総合事業)

利用者一人ひとりの状態に合ったサービス利用につながるよう、自立支援に向けた個別ケアマネジメントを実施します。また、サービス提供事業所に対し、自立支援の意識づけを行います。

### ■通所型サービスの事業費(見込み)

		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
通所型サービス	千円/年	33,300	35,220	36,180



## (2) 基本目標2 介護保険事業の適正化と円滑な運営

高齢者が要介護状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる支援体制の確立を目指します。そのために、地域密着型サービスをはじめとする介護保険サービスを充実し、在宅と施設の連携体制等を確保することが大切です。たとえ要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう支援します。

### ①基本施策1 ケアマネジメントの円滑な提供

介護保険サービス等を利用する際には、ケアマネジャー（介護支援専門員）によるケアプランの作成が基本となります。また、ケアマネジャーは、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業者との連絡・調整等を行っています。利用者にとって最も効果的で、質の高い介護保険サービスが提供されるようケアマネジメント技術の向上を図ります。

#### 【取り組みの内容】

##### 1. 居宅介護支援

介護を必要とする人が、介護保険サービスやその他保健福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者にとって最適なケアプラン（居宅サービス計画）を立案し、介護が必要となってもできる限り自立した生活が送れるよう努めます。

また、適切なケアプランの作成ができるよう、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

##### 2. 介護予防支援

要支援1・2の人に対し、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用することができるよう、サービス利用者にとって最適なケアプラン（介護予防サービス計画）を立案し、要介護状態にならないよう努めます。



## ②基本施策2 居宅系サービスの充実

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で生活し続けるためには、居宅系サービスの充実が大切です。在宅生活を送る高齢者の日常生活を支援するために、居宅系サービスの充実を図り、サービス利用者やその家族の支援を推進します。

### 【取り組みの内容】

#### 1. 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排せつ等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービスです。在宅生活を継続するためにも大切なサービスであり、サービスの質の向上を図りながら、提供体制の充実に努めます。

#### 2. 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴介護を行うサービスです。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

#### 3. 訪問看護

疾病等を抱えている人に対して、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療を行うサービスです。施設療養から在宅療養へ移行する高齢者が増えることが見込まれるため、訪問看護ステーション等と医療機関との連携を強化し、終末期医療を含めた在宅生活体制の充実を図ります。

#### 4. 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービスです。退院直後や生活機能が低下した際に、福祉用具使用の指導との組み合わせ等による計画的・集中的なサービスの実施等、提供体制の充実を図ります。

#### 5. 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が、通院困難な要介護者等に対し、療養上の管理指導を行うサービスです。適正なケアマネジメントが図られるよう、関係機関との連携の強化を図ります。

#### 6. 通所介護

デイサービスセンターで、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービスです。利用希望者が円滑に利用できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

## 7. 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。高齢者一人ひとりに応じたプログラムが提供できるよう、サービス内容の充実と提供体制の確保に努めます。

## 8. 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設に短期間入所して、食事や入浴、排せつ等の支援や機能訓練等を提供するサービスで、利用者家族が病気や冠婚葬祭、出張等で、一時的に在宅介護が難しいときも利用できます。利用者とその家族が必要なときに利用できるよう、サービスの周知を図るとともに、事業所との連携強化に努めます。

## 9. 短期入所療養介護

介護老人保健施設や診療所・病院等に短期間入所して、医師や看護職員、理学療法士、作業療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援等を行うサービスで、利用者家族が病気や冠婚葬祭、出張等で、一時的に在宅介護が難しいときも利用できます。利用者とその家族が必要なときに利用できるよう、サービスの周知を図るとともに、事業所との連携強化に努めます。

## 10. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

福祉用具貸与は、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与するサービスです。特定福祉用具販売は、福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられるなど、その用途が「貸与にはなじまないもの」を販売します。

福祉用具が適切に利用されるよう、周知・啓発を行うとともに、介護給付適正化システムを活用して、適切な利用が図られるよう指導を行います。

## 11. 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消等、個人に合った住宅改修を行うことで、できるだけ自立した在宅生活を送ることができるよう支援するサービスです。住宅改修の必要な人に適切に利用されるよう、介護給付適正化に基づいて、施工前の実態確認と、施工後の住宅改修の状況の点検を行い、住宅改修の効果を把握・検証します。

## 12. 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅に入居する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、機能訓練等を行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするものです。

今後、多様な住まいの選択肢として、利用者のニーズに対応できるよう努めます。

### ③基本施策3 地域密着型サービスの充実

一人暮らしの人や認知症の人をはじめ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、各サービス提供事業者との連携の強化を図り、より良いサービスの提供に努めます。

また、地域に根ざしたサービスの提供と、利用者と職員とが顔のみえる関係をつくり、安心した地域生活への支援を推進します。

#### 【取り組みの内容】

#### 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。サービスの利用が必要な人が適正に利用できるよう、サービスの充実、整備に努めます。

#### 2. 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回による訪問介護や、通報を受けて対応する訪問介護を行うサービスです。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

#### 3. 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

急性を除く認知症高齢者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、デイサービスセンター等で食事や入浴、排せつ等の介護や生活相談等の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

#### 4. 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の希望等に応じ、訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、在宅での生活の継続を支援するサービスです。在宅介護の継続を求める人は多く、今後の需要の増加が見込まれます。そうした希望に応じられるよう、関係事業所の現状を把握し、支援をしていきます。

#### 5. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

急性を除く認知症高齢者に対して、少人数の共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴や排せつ、食事の介護等、日常生活上の世話と機能訓練を行うサービスです。高齢者の増加に合わせて、認知症高齢者の増加が見込まれます。認知症になっても、地域生活が継続できるよう、サービスの充実に努めます。

## 6. 地域密着型特定施設入所者生活介護

有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅で、要介護者である入居者に、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

## 7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入浴・排せつ・食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるよう支援するサービスです。一人でも多くの人々が地域生活へ復帰ができるよう、サービスの質の向上と効果的な支援ができるよう努めます。

## 8. 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

医療ニーズの高い要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

## 9. 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護事業所で、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を行うサービスです。地域包括ケアシステムの充実を図る観点から、サービス基盤の整備を行い、利用を希望する人が適切に利用できるよう支援していきます。

### ■地域密着型サービス整備計画

		第6期		第7期	
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
小規模多機能型居宅介護	事業所(総数)	1	1	1	1
	定員(人)	29	29	29	29
認知症対応型共同生活介護	事業所(総数)	1	1	1	1
	定員(床)	18	18	18	18
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所(総数)	2	2	2	2
	定員(人)	49	49	49	49
地域密着型通所介護	事業所(総数)	5	5	5	5
	定員(人)	75	75	75	75

※町内の事業所・定員のみ

#### ④基本施策4 施設サービスの確保

後期高齢者の増加に伴い、ますます介護老人福祉施設や介護老人保健施設の需要は高まることが予想されます。しかし、将来の人口減少を考慮すると新設することは慎重に検討する必要があります。一方で、介護離職ゼロに向けた入所が必要な利用者への対応や、介護医療院としての機能も期待されるなど、介護老人福祉施設の担う役割は一層重要となります。今後のニーズに対応でき、必要な整備が行えるよう支援をしていきます。

##### 【取り組みの内容】

#### 1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症等で、常に介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者のための施設で、入浴・排せつ・食事等の日常の世話や介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話等を行います。介護医療院として、介護療養病床からの受け入れができるよう、施設整備への支援を行います。

#### 2. 介護老人保健施設

入所者に対し、リハビリテーション等の医療サービスを行い、地域生活への復帰を目指すために、ケアプランに基づき、医学的管理のもと、看護、リハビリテーション、入浴・排せつ・食事等の日常の世話や、日常生活上の介護等を受けることができます。関係者が連携をとって効果的なリハビリテーションを実施できる体制を整え、在宅生活が可能な人を地域生活に移行できるよう努めます。リハビリテーション専門職や看護職員等の医療専門職が多く働く介護老人保健施設のノウハウ等を地域で活用できるよう、サービスの質の向上を図ります。



### ⑤基本施策5 介護サービスの質の向上

介護サービスの情報に加え、地域包括支援センターや介護予防・生活支援サービスの事業内容が、地域で共有されるよう広く住民に情報提供していきます。

また、介護サービスの質の向上には、利用者の声を届けることや、住民が気軽に相談できる体制づくりが必要であることから、福祉課や地域包括支援センター等において、さまざまな相談に対応していきます。

介護人材の確保は、後期高齢者の増加に伴って、ますます必要となります。サービスの質の向上に向け、介護人材の確保や介護職員の資質向上に努めます。

#### 【取り組みの内容】

#### 1. 介護給付費適正化に向けた事業の推進

適切なサービスの確保と介護給付費の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、「第4期介護給付費適正化計画期間（平成30年度～平成32年度）」において、（ア）要介護認定の適正化、（イ）ケアプランの点検、（ウ）住宅改修等の点検、（エ）医療情報との突合・縦覧点検、（オ）介護給付費通知、以上の主要5事業にかかる取り組みを中心に、下記の通り計画します。

##### （ア）要介護認定の適正化

居宅介護支援事業所等の外部機関に委託した区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査について、認定調査票の点検を実施し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。点検は、「調査項目の選択肢と特記事項の記載内容に矛盾がないか」「特記事項に判断基準となり得る事項が記載されているか」といった視点で行い、必要に応じて認定調査員への内容確認を行います。

##### ■認定調査票の点検

平成30年度	平成31年度	平成32年度
全件	全件	全件

認定調査員への研修の機会として、厚生労働省が整備する認定調査員向けe-ラーニングシステムを活用したテストの受講を奨励し、認定調査の質の向上を図ります。

##### ■認定調査員向けe-ラーニングシステムによる質の向上

平成30年度	平成31年度	平成32年度
1回	1回	1回

厚生労働省が整備する要介護認定適正化事業業務分析システムを用いて、本町の認定調査の結果において、統計の平均値から乖離している調査項目を分析することで、認定調査の判定基準の統一を図ります。

##### ■要介護認定適正化事業業務分析システムによる認定調査の検証

平成30年度	平成31年度	平成32年度
2回	2回	2回



### (イ) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等の内容について、事業者に書類提供を求め点検を実施することで、適切なサービスの確保につなげます。

町内の居宅介護支援事業所を対象に、ケアプランの点検対象を任意で抽出し、書類の提供を求め、内容を点検・評価し、必要に応じて介護支援専門員との面談を行います。

#### ■ケアプランの点検

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 件	2 件	2 件

### (ウ) 住宅改修等の点検

住宅改修や福祉用具の利用について、改修内容や利用状況を点検・確認することにより、対象者の身体状況や日常生活動線に応じた適正な給付につなげます。

住宅改修について、居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請に際し、改修工事前の事前協議により、写真、見積書、理由書等の点検を行います。また、施工後は、完成写真により施工状況を確認します。必要に応じて介護支援専門員や事業者への確認や現地確認を行います。

福祉用具の利用について、福祉用具の必要性や利用状況等、必要に応じて確認します。

#### ■住宅改修の点検

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
全件	全件	全件

### (エ) 医療情報との突合・縦覧点検

#### ○医療情報との突合

受給者の国民健康保険や後期高齢者医療保険の医療情報との突合を行うことにより、過誤請求や不正請求の発見、防止につなげます。

和歌山県国民健康保険団体連合会との連携により、同連合会から提供される帳票について「医療保険と介護保険が重複して請求されていないか」等の視点から点検を行い、必要に応じて事業者への内容確認を行い、過誤請求等の発見につなげます。

#### ■医療情報との突合

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
全件	全件	全件

## ○縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期発見し適正な給付につなげます。

和歌山県国民健康保険団体連合会との連携により、国が示す有効性が高い帳票を対象に点検を行います。必要に応じて事業者への内容確認を行い、過誤請求等の発見につなげます。

## ■縦覧点検

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
全件	全件	全件

## (オ) 介護給付費通知

介護保険サービス事業者からの請求に基づき、利用者に対し介護サービスの利用状況を通知することにより、利用状況の確認や制度への理解を深めるとともに、適正な請求に向けた抑止効果となるよう実施します。

## ■介護給付費通費

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
2 回	2 回	2 回

## ◇その他

適正化システムにおける給付実績を活用して、不適切な給付や事業者の発見等に努めます。

町内の介護保険サービス事業所に対し、県と合同で実地指導を行うなど、効果的な指導監督に努めます。

和歌山県国民健康保険団体連合会が実施する適正化システムの研修会へ積極的に参加するとともに、同連合会への委託可能業務を積極的に活用します。

## 2. 介護人材確保に向けた取り組みの充実

介護サービスを担う介護職員の資質向上及び人材育成に向け、各種研修への参加を促します。また、介護に関心を持つ人を増やし、将来の介護人材の育成を図ります。

### (3) 基本目標 3 安心した地域生活の支援

一人暮らし世帯の増加に伴い、地域の見守りがより一層必要となってきます。また、地域で安心した生活が送れるよう、高齢者一人ひとりの命や人権を守る施策の展開を図るとともに、今後も在宅生活が続けられるよう各種支援を充実させる必要があります。

地域のさまざまな課題に対して、地域ケア会議を通して情報を共有し、課題解決に向けた取り組みを行うことができるよう、関係各所の連携強化を図ります。また、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう介護と医療の連携が重要となってきます。高齢者の増加に伴って、認知症患者の増加が見込まれます。認知症に対する正しい理解と支援ができるよう、キャラバン・メイト<sup>※2</sup>の育成と認知症サポーター<sup>※3</sup>の養成を推進します。

#### ①基本施策1 在宅生活のための支援の充実

在宅生活を送る高齢者一人ひとりが安心して生活できるよう、見守りや支え合える支援の充実を図ります。

##### 【取り組みの内容】

#### 1. 生活支援コーディネーターの充実と育成

在宅生活を安心して送ることができるようにするため、生活支援コーディネーターによる地域ネットワークの構築や、地域ニーズとサービス提供状況のミスマッチを解消することは大切です。県が主催する養成研修を活用し、生活支援コーディネーターの育成・資質向上を図るとともに、地域のニーズ把握や平成 37 年（2025 年）を見据えた地域の課題の共有、地域資源の把握と創出について検討を進めます。

#### 2. 配食サービス

一人暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯等で調理が困難な人に、安否確認を兼ねた配食サービスを実施します。一人暮らしの高齢者の増加が見込まれるなか、配食サービスのニーズも高まることが予想されます。支援体制の充実を図るとともに、いつまでも地域で安心した生活ができるよう継続して支援していきます。

キャラバン・メイト<sup>※2</sup>：認知症サポーター養成講座の講師役。

認知症サポーター<sup>※3</sup>：「全国キャラバン・メイト連絡協議会（NPO法人地域ケア対策ネットワーク）」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した人。

### 3. 日常生活用具給付等

高齢者に対し、安心して在宅生活を送れるよう、以下の給付等を行います。

#### ■日常生活用具給付等の種類

給付等の種類	対象者
電磁調理器の給付	町内に住所を有する人で、防火等の配慮が必要な一人暮らしの高齢者等
火災警報器の給付	概ね 65 歳以上の低所得の寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者等
自動消火器の給付	概ね 65 歳以上の低所得の寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者等
老人用電話の貸与	概ね 65 歳以上の低所得の一人暮らし高齢者

### 4. 高齢者訪問理・美容サービス事業

在宅で生活している外出が困難な高齢者に対し、訪問による理・美容サービスを提供し、清潔で快適な在宅生活を送ることができるよう支援するサービスです。

### 5. 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

町内に住所を有する一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯等で、寝具類の衛生管理が困難な人に対し、洗濯乾燥消毒を実施するサービスです。

#### ■社会福祉協議会による取り組み

### 6. いきいきサービス事業

町内に住所を有し、介護保険事業や自立支援制度を利用できない人に対し、身体介護、生活援助、院内通院介助等、利用者が自宅で生活するために必要なサービスで、支援の必要な人が利用できるよう、事業の周知を図ります。

#### 【サービス例】

掃除、洗濯、ベッドメイク、調理、配膳・下膳、買い物、薬の受け取り、通院時の病院内での見守り等、外出時の付き添い、その他日常生活の支援

### 7. 買物支援事業

過疎地域の高齢者世帯等で、買い物に困っている人に対して支援を行います。利用者は生活協同組合に商品を発注し、生活協同組合は社会福祉協議会に商品を発送します。社会福祉協議会は、利用者へ商品を配送するサービスです。

### 8. 愛の日の行事

町内に住所を有する寝たきりの高齢者等に対し、愛の訪問一声・あいさつ運動の推進・啓発活動の推進を行い、福祉の向上を図ります。また、年1回対象の人に見舞い品を届けるサービスを行います。

## ②基本施策2 家族介護への支援

住み慣れた地域で生活をするためには、家族の手助けは不可欠です。介護者が安心して介護を継続できるよう、各種家族支援制度の周知を図るとともに、介護者同士が悩みや情報を共有する場の提供に努め、介護等に伴う身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

### 【取り組みの内容】

#### 1. 家族介護用品支給事業

世帯全員が市町村民税非課税の要介護4または要介護5の在宅高齢者を介護する家族、または世帯全員が所得税非課税の世帯のうち、常時失禁のある在宅要介護者を介護する家族に対し、紙おむつ、尿とりパットを支給し、経済的負担の軽減に努めます。

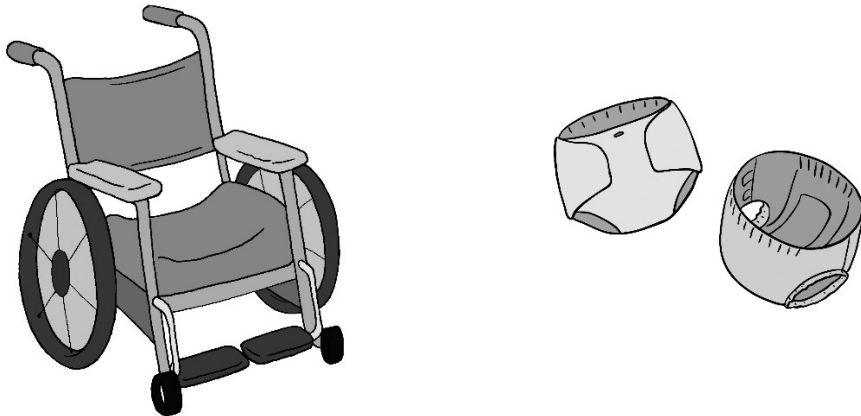
#### 2. 認知症家族交流会事業(認知症の人と家族の会)

認知症高齢者を介護する家族の精神的負担の軽減等を目的とし、介護者が相互に交流でき、地域包括支援センター職員やアドバイザーが相談を受ける「認知症の人と家族の会」を開催します。

#### ■社会福祉協議会による取り組み

#### 3. 福祉用具の貸出・あっせん

65歳以上の高齢者等に対し、短期間での福祉車両や車いすの貸出(介護保険事業優先)、各種介護用品のあっせんを行います。



### ③基本施策3 相談体制・情報提供の強化

各種サービスや相談窓口の情報等がいつでも入手できるよう、広報誌や町のホームページをはじめさまざまな手段や機会による情報提供を図ります。また、高齢者や高齢者家族からの多様な相談について適切に対応することができるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、対応する職員一人ひとりのスキルアップに努めます。

#### 【取り組みの内容】

#### 1. 情報提供の充実・相談窓口の周知

保健福祉サービスに関する情報を、広報誌や町のホームページ等の多様な媒体により情報発信し、多くの住民にサービスを利用してもらえるよう努めます。また、住民にとって身近で利用しやすい場所となるよう、相談窓口の周知を行います。

#### 2. 相談体制の強化

多様な相談や幅広い分野の相談に対応できるよう、職員のスキルアップを図ります。地域包括支援センター関係職員間での事例検討を通して、適切な相談対応ができるよう支援します。

#### 3. 関係機関との連携

関係機関のネットワーク強化を進め、住民が相談しやすい環境を整えます。

各関係機関との連携を強化するため、相互の情報交換を行うための研修や連絡会等を開催します。

### ④基本施策4 高齢者の地域見守り・支え合いの推進

地域の見守り、支え合いの体制を構築し、認知症となってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを推進します。認知症家族の負担軽減のため、認知症高齢者とその家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場、居場所づくりに努めます。

#### 【取り組みの内容】

#### ■社会福祉協議会による取り組み

#### 1. 小地域見守り活動

自立機能が低下してきた高齢者等に対し、孤独死の防止、孤独感の解消のため、地域のボランティアが定期的に訪問し安否確認を行うなど、地域での見守り活動を推進します。

#### 2. 地域たすけあいサービス

町内で家族の支援が得られない高齢者等に対し、ヘルパーができない「庭の草刈・剪定」や「墓掃除」等、12種類のサービスの提供を行います。（利用者、提供者ともに会員登録が必要）

## ⑤基本施策5 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステム構築のため、地域包括支援センターを中心とした、高齢者本人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備、多職種協働によるネットワーク構築に向けた地域ケア会議の効果的な運営が求められています。地域ケア会議においては、個別事例の検討によるケアマネジメントの支援を行うとともに、地域課題の整理、地域の社会資源やインフォーマルサービス等の情報収集、資源開発についての協議を行い、求められる取り組みについて政策形成を目指します。今後、地域の意見を反映しやすくするために、生活支援コーディネーターの参加を得るなど、会議のあり方の検討も進めます。

### 【取り組みの内容】

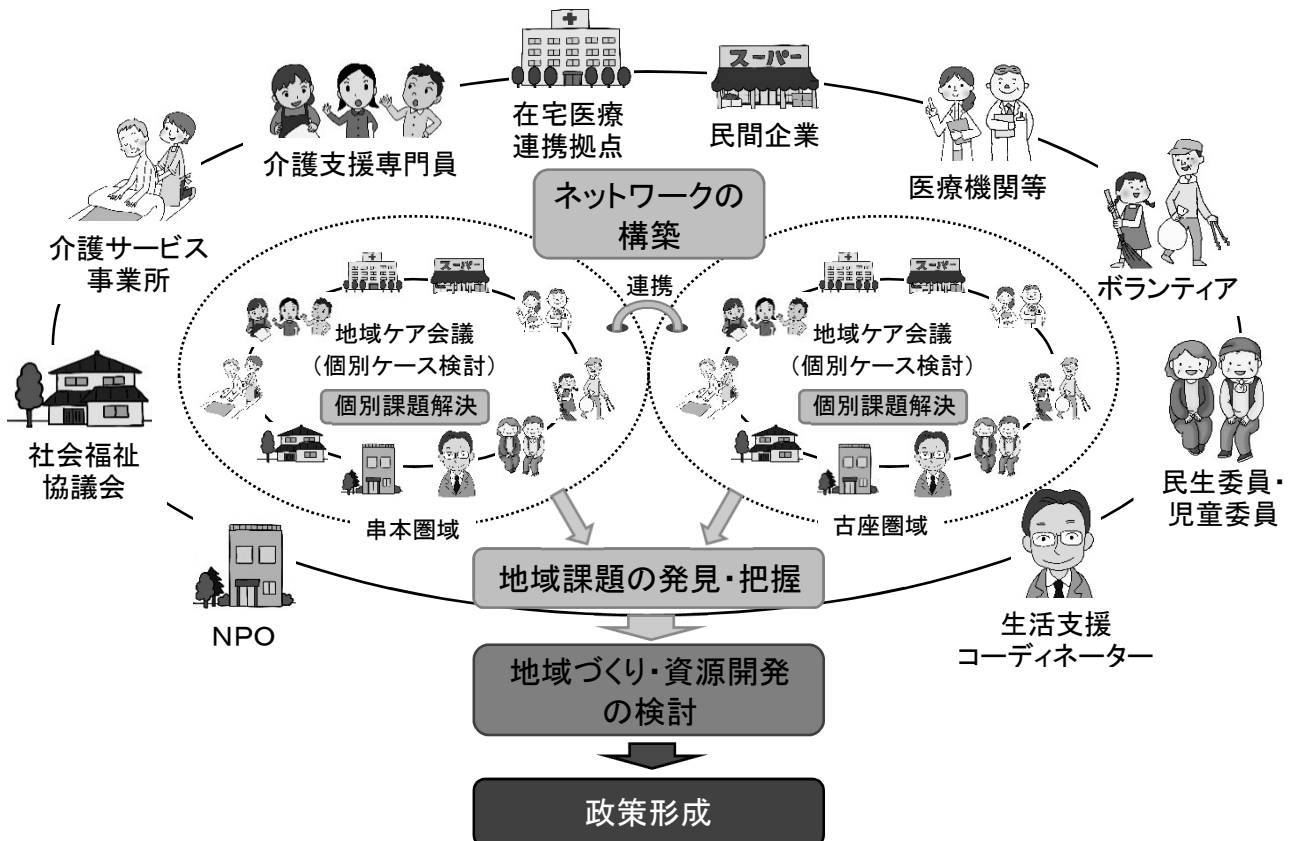
#### 1. 地域ケア会議の効果的な運営

地域ケア個別会議の事例を積み重ねることで、地域に必要な取り組みを明らかにすることが大切です。地域ケア会議を通して地域課題解決に向けた地域づくりや資源の開発・発掘、政策形成につなげられるよう、計画的に地域ケア会議を開催し、効果的な運営を行います。

#### 2. 地域ケア個別会議の充実

地域課題の抽出や個別課題の解決のため、地域ケア個別会議を継続して実施します。多職種と連携して、個別事例の検討や生活エリアごとの課題について検討する機会を設けます。

### ■地域ケア会議について



## ⑥基本施策6 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターを地域の拠点として充実させるため、人員体制や運営方法の整備を進めるとともに、住民に対しての一層の周知に努めます。また、各機関との連携を図りながら身近な相談窓口として迅速な対応を図ります。

### 【取り組みの内容】

#### 1. 専門職の適正配置

地域包括ケアシステムをより一層充実させるため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がその専門性を十分に発揮できるよう、適正な人員配置に努めます。

#### 2. 地域包括支援センターの効果的な運営

町内全域へ適正で公平なサービスが届くよう努め、各機関との連携を図り、より効果的な地域包括支援センターの運営に努めます。

#### 3. 地域包括支援センターの運営方針と業務の評価

地域包括支援センター運営協議会において、運営方法や業務評価を行っています。引き続き運営方針に基づき、地域包括支援センターの業務評価を行います。

#### 4. 地域包括支援センターの周知

広報誌やホームページ等を活用し、情報提供に努めます。また、地域の組織と連携し、住民の身近な相談窓口として定着化を図るため、地域包括支援センターの活動に関する情報を積極的に提供します。





## ⑦基本施策7 高齢者の権利と安全の確保

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者一人ひとりが尊重され、互いに支え合う活動を活発化させるとともに、権利擁護を推進することが大切です。また、高齢者が安心して地域で暮らししていくために、命や人権を守る取り組みの推進を図ります。

### 【取り組みの内容】

#### 1. 成年後見制度利用支援事業

町内に住所を有し、後見等を必要とする人に対して、成年後見制度の利用を支援します。支援の必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知を図ります。

#### 2. 高齢者の虐待防止

高齢者虐待の通報窓口を充実させるとともに、広報誌やホームページ等を通して、通報窓口の周知を図ります。また、介護する人が「介護うつ」にならないよう、地域包括支援センター等の相談窓口を充実させます。

#### 3. 災害時支援体制の構築

災害時要援護者の安全の確保を図るためには、住民の防災意識と地域のコミュニティが大変重要となります。地域に住む住民が、その地域で行われる防災訓練等に積極的に参加し、災害時の地域課題をそれぞれの地域で整理し、関係機関との適切な支援体制の連携を図ります。

#### 4. 消費者被害の防止

悪徳商法や振り込め詐欺等の高齢者を取り巻く犯罪への対応については、警察や弁護士等関係機関と連携しながら被害にあわないよう努めるとともに、成年後見制度の周知のためにパンフレットの作成や啓発講座等を実施します。

### ■社会福祉協議会による取り組み

#### 5. 法律相談

町内に住所を有する高齢者に対し、弁護士が相談員となり、民法上の相談を中心に法律に関する相談に応じるサービスです。町内に住む全ての高齢者の権利が守られるよう、事業の周知を図ります。

#### 6. 災害時要援護者避難訓練

毎年3地区で実施している災害時要支援者避難訓練に対し、1地区につき10万円の実施費用を支援します。また、実行委員会を設置し、要援護者名簿の作成支援等を行います。

## ⑧基本施策8 医療・介護の連携強化

医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくためには、急性期医療からの的確な対応による、円滑な在宅復帰を可能とする体制整備や、在宅支援における医療と介護サービスの充実、在宅等での看取りの体制整備等、医療・介護の連携は欠かせません。多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、相談支援センターを設置し、医師会等と緊密に連携しながら、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等をはじめとする、地域の関係機関及び専門職間の顔のみえる関係づくりを進めます。

### 【取り組みの内容】

#### 1. 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が在宅での生活が継続できるよう、医療と介護の連携に資する会議の実施や研修会の開催、情報提供の充実等に取り組むことにより、在宅医療・介護に関する関係者の連携を推進します。また、高齢者が在宅療養生活を続けるため、住民に対して医療と介護の連携に関する情報提供の充実を図ります。

#### 2. かかりつけ医制度の推進

かかりつけ医は、体調悪化や少しの変化にも気づき、食事面や日常の健康管理へのアドバイス等を行うことができ、もしもの時の素早い対応を行えます。入院時や検査等が必要な場合、適切な病院や診療科を紹介してもらえるなど、安心した生活を送るためにも重要です。引き続き、かかりつけ医制度の周知を推進します。

#### 3. 緊急通報システム運営事業

心身病弱な一人暮らしの高齢者や、心身病弱な高齢者のみの世帯の人で、疾病等により日常生活上注意を要する状態であり、継続して安否の確認をする必要がある人に対し、緊急通報装置を提供するサービスです。利用者が事故や急病の際に、緊急通報装置のボタンを押すと受信センターが応答し、協力員や消防署に連絡し、救急車の要請等を行います。



## ⑨基本施策9 認知症支援体制の推進

高齢化の進展に伴い、今後ますます認知症高齢者の増加が予測されます。住民ニーズを踏まえ、在宅でより良い暮らしが続けられるよう、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の整備を推進します。また、認知症に対する正しい理解、適切な対応ができるよう、認知症サポーター養成講座の開催やキャラバン・メイト養成研修の周知を図ります。

### 【取り組みの内容】

#### 1. 認知症サポーター養成講座、キャラバン・メイト養成研修の充実

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの育成をしていくことが大切です。また、県や地域包括支援センターと連携し、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成するキャラバン・メイト養成研修の充実と、住民参加の呼びかけに努めます。

単位：人

	平成 29 年度 (実績値)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポーター 受講者数	285	325	365	405
キャラバン・メイト 登録者数	18	21	23	26

#### 2. 認知症ケアパスの普及と活用の推進

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるように、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関等、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス（冊子）の普及を図ります。

#### 3. 認知症初期集中支援チームの活用

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。また、認知症地域支援推進員に各種情報の提供を行い、具体的な支援方法の検討を行うなどの定期的な情報共有ができるよう連携を強化します。

#### 4. 認知症地域支援推進員

認知症の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業所等、地域において認知症の人を支援する関係機関の連携を図ります。また、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

#### (4) 基本目標4 社会参加の推進と生きがいづくり

日常生活圏域ニーズ調査から、生きがいとうつ傾向との関連性がみられています。高齢者のこころの健康や、生きがいを持った張りのある生活を送るために、社会参加の場の創出や機会の創出が必要です。

##### ①基本施策1 社会参加と生きがい活動の支援

高齢者一人ひとりが生きがいを持って生活することができるよう、老人クラブ活動や生涯学習活動、サロン活動への支援を行います。

##### 【取り組みの内容】

#### 1. 老人クラブ活動の支援

超高齢社会のなかで、高齢者の価値観の多様化やライフスタイルの変化等により、老人クラブ加入率の低下、会員の高齢化が懸念されます。老人クラブ活動の広報等により加入を促進するとともに、会員の生きがい・健康づくりに取り組むことにより心豊かな地域社会となるよう、老人クラブ活動を支援します。

#### 2. 生涯学習の推進

串本町文化センターでは、高齢者の生きがいづくりのために、高齢者の持つ豊かな知識や経験を活かした活動や社会参加の場を設けています。生活や健康、福祉、介護等についての学習を引き続き行います。

#### 3. サングの湯優待

町内に住む70歳以上の人を対象に、串本温泉浴場「サングの湯」の入浴優待券を発行します。

#### ■社会福祉協議会による取り組み

#### 4. ふれあいいきいきサロン

それぞれの地域において、閉じこもりがちな高齢者に対し、地域ごとにボランティアと当事者とが共同で企画し、活動内容を決めています。寝たきりや認知症の防止、生きがいづくり、こころの健康、地域で支え合う関係の構築等にも大きく貢献しています。引き続き支援を行い、社会参加の場を提供するよう努めます。

## ■各地域におけるサロン

サロン名	活動日	活動拠点
矢の熊ふれあいサロン	毎月第3日曜日	矢の熊会館
植松区青空サロン	毎月1日、15日	私有地
大水崎ふれあいサロン	毎月第1土曜日	大水崎会館
二色ふれあいサロン	毎月25日	二色多目的集会所
江田ふれあいサロン	毎月第3金曜日	江田会館
大島ふれあいサロン	毎月第1日曜日	大島開発センター
姫ふれあいサロン	毎月第4水曜日	姫老人憩いの家
生き生きスクール・なかみなど	毎月第3木曜日	中湊コミュニティセンター
古座ふれあいサロン	毎月第3木曜日	古座消防拠点施設
田原ふれあいサロン	毎月20日	田原山村交流センター
佐部ふれあいサロン	毎月15日	佐部集会所

資料：串本町社会福祉協議会

## ②基本施策2 就労支援の促進

雇用の場の確保、就労に向けたサポート体制を整備し、高齢になっても働ける環境を整備します。

### 【取り組みの内容】

#### 1. 就労支援体制の充実

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者が、臨時的・短期的な就業を通じ、社会の一員としての役割を持ち、また、生きがいのある充実した生活を送り、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与するためにも大切です。引き続き民間企業、地域のなかの家庭、官公庁等から高齢者に適した仕事、経験を活かした仕事等、幅広い種類の仕事を提供できるよう、連携の強化に努めます。

#### 2. 就労情報の提供

就労に関する情報提供や相談を充実するよう、ハローワーク等の専門機関と連携を図ります。

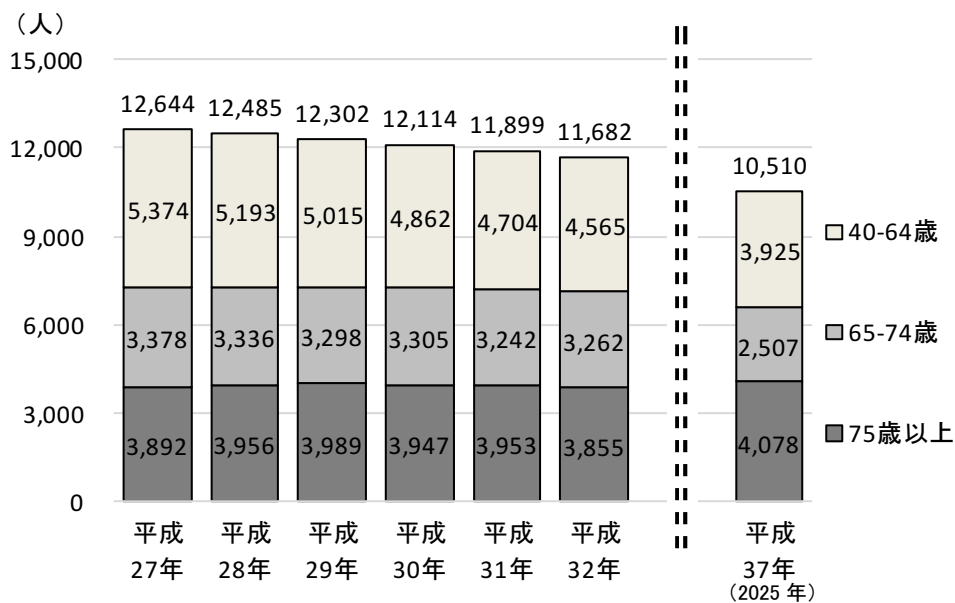
## 第5章 介護保険料について

### 1 節. 要介護認定者の推計

#### (1) 被保険者数の推計

本町における被保険者数は年々減少傾向にあり、平成 29 年の 12,302 人から、平成 32 年では 11,682 人と、620 人減少すると推計されます。

#### ■被保険者数の推計



単位: 人

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年	平成37年 (2025年)
第1号被保険者	7,270	7,292	7,287	7,252	7,195	7,117	6,585
第2号被保険者	5,374	5,193	5,015	4,862	4,704	4,565	3,925

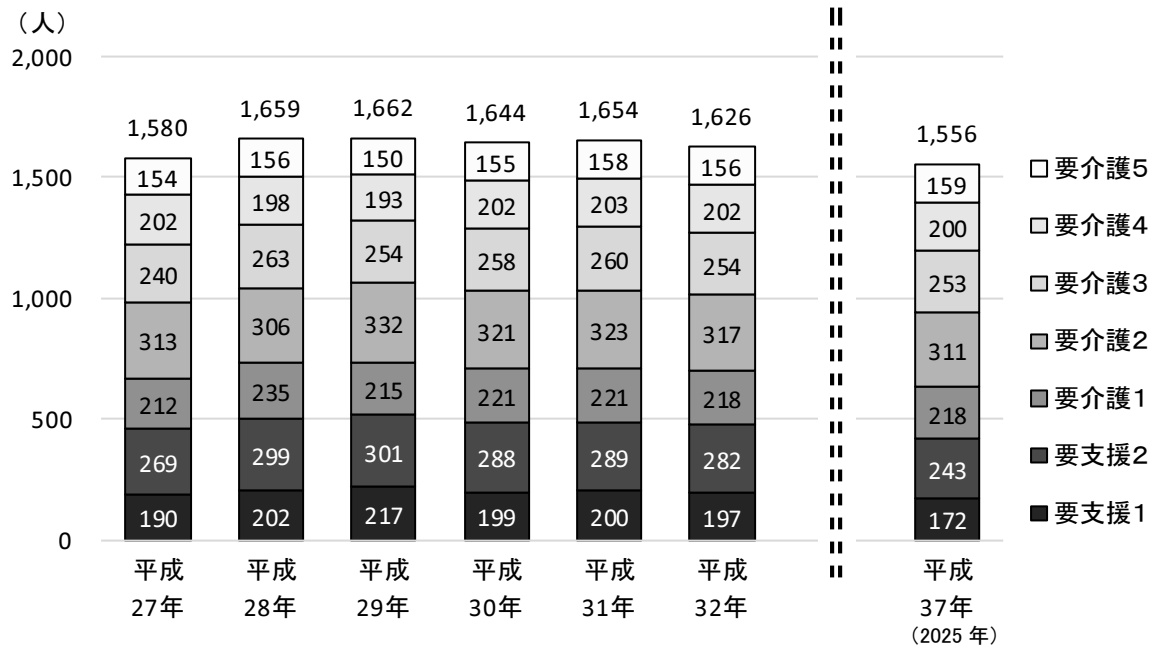
資料: 住民基本台帳 (平成 27-29 年各年 9 月 30 日)

※平成 26-29 年各年 9 月 30 日の住民基本台帳をもとに、人口の動態から各年齢の人口変化率を求め、将来の人口を推計する「コーホート変化率法」を用いて算出しています。

## (2) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数の推計は、65歳以上人口の減少に伴い、平成29年の1,662人をピークとし、本計画期間中に減少局面に差し掛かかることが予測されます。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年(2025年)には、要介護認定者数が1,556人となり、平成29年より106人減ることが見込まれます。

### ■要介護認定者数の推計



資料：住民基本台帳（平成27-29年各年9月30日）

介護保険事業状況報告（平成27-29年各年9月30日）

#### ※要介護認定者の推計にあたって

介護施設・在宅医療等の追加的需給を補うにあたり、自然体推計に加えて合計43人の要介護認定者を加算しています。

和歌山県の方針と整合性を図り、平成37年(2025年)の要支援者1・2の受給者をおよそ6.2%（目標値6.2-6.3%）となるよう推計しています。

## 2節. 介護サービス等の見込量

## (1) 居宅サービス

	単位	第7期			第9期
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
訪問介護	回/月	6,961	6,998	7,085	5,965
	人/月	323	324	327	289
訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
訪問看護	回/月	929	942	999	896
	人/月	70	71	75	66
訪問リハビリテーション	回/月	165	165	165	181
	人/月	12	12	12	13
居宅療養管理指導	人/月	21	21	21	20
通所介護	回/月	2,296	2,389	2,402	2,286
	人/月	265	275	277	263
通所リハビリテーション	回/月	472	490	510	481
	人/月	63	65	68	64
短期入所生活介護	回/月	1,694	1,739	1,759	1,497
	人/月	131	134	135	112
短期入所療養介護（老健）	回/月	61	66	66	72
	人/月	12	13	13	14
短期入所療養介護（病院等）	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	330	337	340	300
特定福祉用具購入費	人/月	11	11	10	9
住宅改修費	人/月	9	9	9	9
特定施設入居者生活介護	人/月	6	7	8	9



(2) 介護予防サービス

	単位	第7期			第9期
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	83	86	90	92
	人/月	7	7	7	6
介護予防 訪問リハビリテーション	回/月	5	5	5	5
	人/月	1	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	人/月	2	2	2	1
介護予防通所リハビリテーション	人/月	11	11	11	10
介護予防短期入所生活介護	回/月	13	13	13	13
	人/月	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護 (老健)	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	51	51	50	44
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	4	4	4	3
介護予防住宅改修	人/月	6	7	8	7
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	1	1	1	1

## (3) 地域密着型サービス

	単位	第7期			第9期
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	4	4	4	4
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	15	16	16	15
認知症対応型共同生活介護	人/月	37	38	40	42
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	48	48	48	67
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	664	672	688	672
	人/月	84	85	87	85

## (4) 地域密着型介護予防サービス

	単位	第7期			第9期
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	3	3	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0

(5) 施設サービス

	単位	第7期			第9期
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護老人福祉施設	人/月	113	113	113	129
介護老人保健施設	人/月	102	102	102	112
介護医療院	人/月	0	6	12	39
介護療養型医療施設	人/月	7	6	5	

(6) 居宅介護支援

	単位	第7期			第9期
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
居宅介護支援	人/月	667	677	692	637

(7) 介護予防支援

	単位	第7期			第9期
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防支援	人/月	254	254	255	245

## 3節. 給付費の見込額

## (1) 居宅サービス給付費の推計

単位：千円/年

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
訪問介護	228,441	216,778	221,626	222,661	224,084	226,953	189,506
訪問入浴介護	284	0	0	0	0	0	0
訪問看護	34,805	37,553	35,597	42,464	42,931	45,377	40,582
訪問リハビリ テーション	2,997	5,354	4,280	5,561	5,564	5,564	6,123
居宅療養管理 指導	1,796	1,616	1,724	2,187	2,188	2,188	2,092
通所介護	268,268	245,616	238,097	237,935	249,342	250,593	236,452
通所リハビリ テーション	40,337	44,392	59,952	51,260	53,256	55,158	51,966
短期入所生活 介護	152,706	158,634	154,918	167,610	172,061	173,859	146,611
短期入所療養 介護（老健）	4,513	5,332	8,288	7,699	8,471	8,471	9,146
短期入所療養 介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	48,892	49,408	47,183	49,640	50,707	51,220	44,013
特定福祉用具 購入費	2,813	2,763	3,273	3,518	3,518	3,163	2,839
住宅改修費	8,760	10,562	8,222	8,201	8,201	8,201	8,201
特定施設 入居者生活介護	10,158	10,232	12,490	13,476	16,028	17,693	20,470

(2) 介護予防サービス

単位：千円/年

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防 訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	2,919	3,395	3,250	2,876	2,999	3,121	3,197
介護予防 訪問リハビリ テーション	0	24	108	148	148	148	148
介護予防居宅 療養管理指導	371	278	267	327	327	327	164
介護予防 通所リハビリ テーション	4,954	3,969	4,444	4,417	4,419	4,419	3,952
介護予防短期 入所生活介護	814	540	754	1,061	1,062	1,062	1,062
介護予防短期 入所療養介護 (老健)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	2,477	2,991	3,428	2,615	2,615	2,561	2,249
特定介護予防 福祉用具 購入費	1,098	1,157	1,027	1,200	1,200	1,200	899
介護予防 住宅改修	6,128	4,664	5,535	4,890	5,674	6,457	5,674
介護予防特定 施設入居者 生活介護	0	1,031	265	659	659	659	659

## (3) 地域密着型サービス

単位：千円/年

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	0	5,033	0	6,795	6,798	6,798	6,798
夜間対応型 訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模 多機能型 居宅介護	44,936	42,152	34,686	37,534	40,736	40,736	38,181
認知症対応型 共同生活介護	88,506	85,494	101,521	113,503	116,693	122,900	129,063
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	885	58	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	158,485	158,393	153,806	157,240	157,311	157,311	223,965
看護小規模 多機能型 居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型 通所介護		32,712	52,518	52,897	53,561	54,892	53,372

(4) 地域密着型介護予防サービス

単位：千円/年

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	2,447	2,065	3,991	2,608	2,609	2,609	2,609
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0

(5) 施設サービス

単位：千円/年

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護老人福祉 施設	333,426	321,006	314,385	321,517	321,661	321,661	365,497
介護老人保健 施設	266,712	289,812	296,859	303,556	303,692	303,692	330,746
介護医療院				0	23,942	47,884	154,190
介護療養型 医療施設	50,098	35,348	30,922	27,920	23,942	19,952	0

(6) 居宅介護支援

単位：千円/年

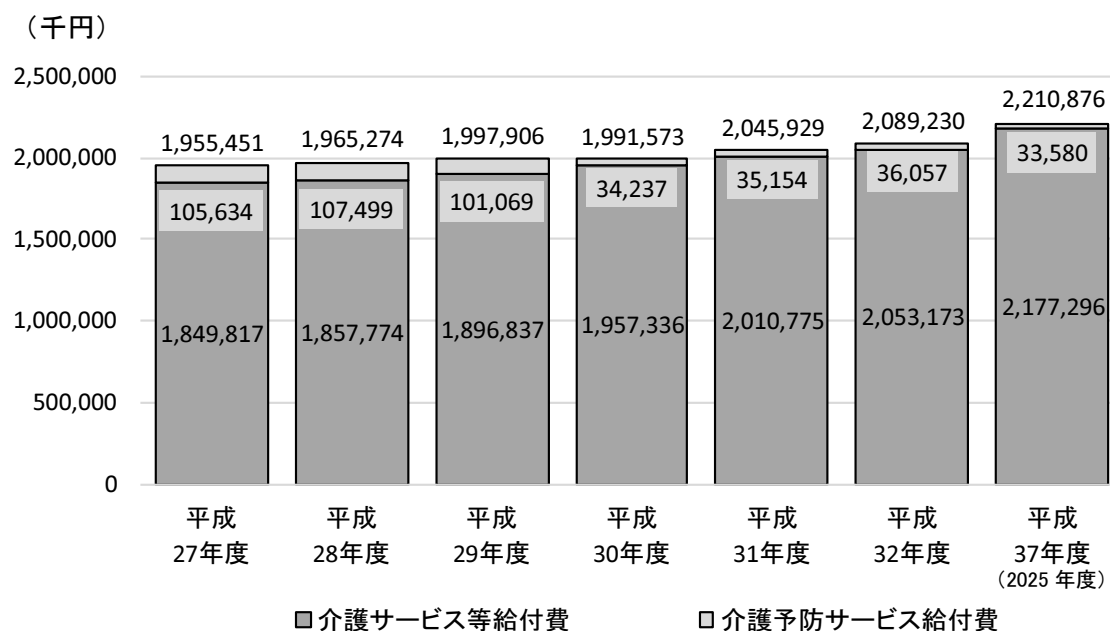
	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
居宅介護支援	101,999	99,525	116,489	124,162	126,088	128,907	117,483

(7) 介護予防支援

単位：千円/年

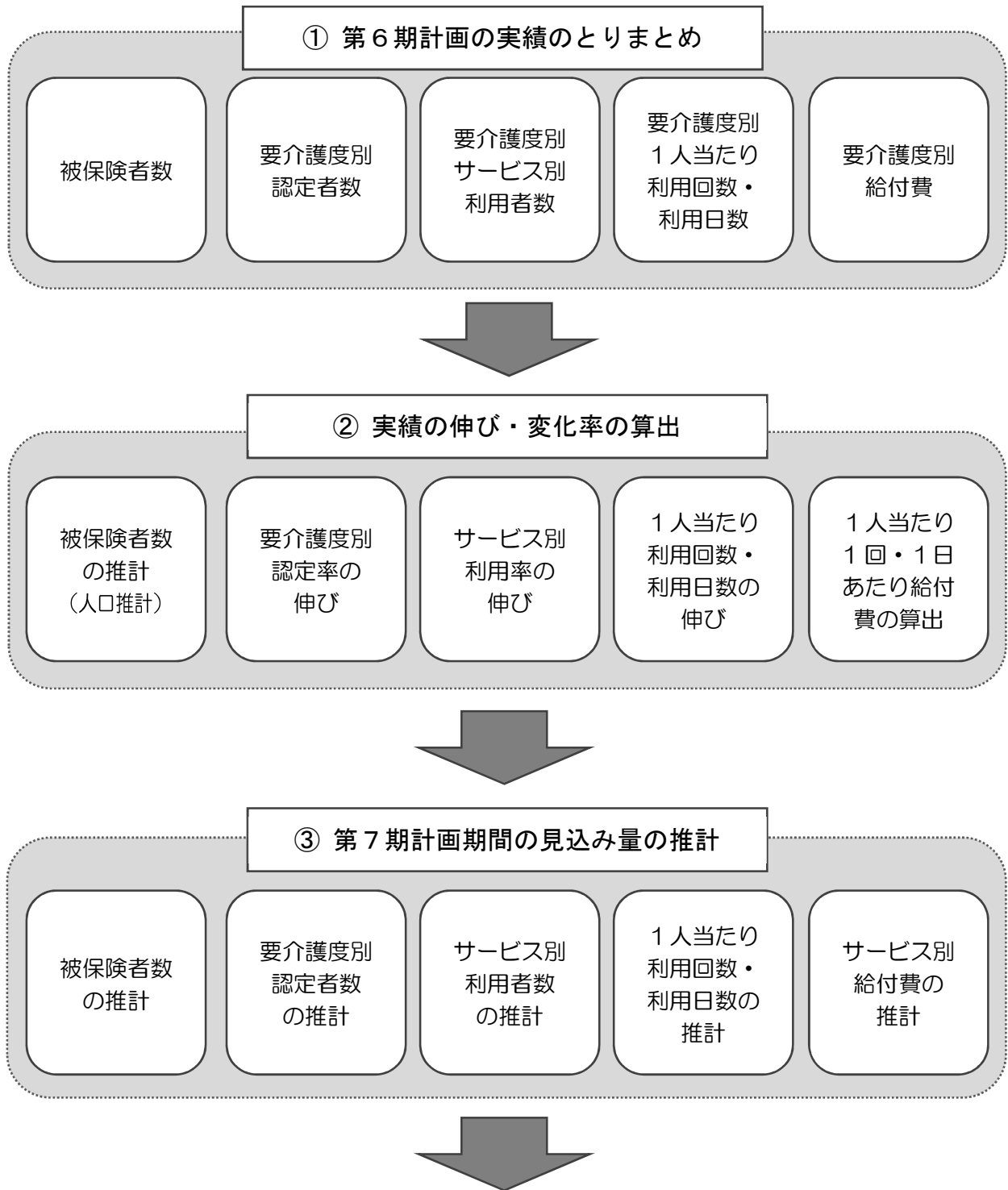
	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防支援	14,000	14,067	13,099	13,436	13,442	13,494	12,967

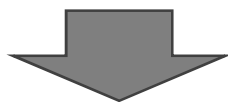
■ 総給付費（1）～（7）の合計





#### 4節. 介護保険料算定の流れ





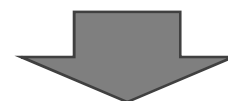
④ 地域環境・政策動向等の反映による見直し

- ・ 高齢者調査や統計データからみた地域特性の反映
  - ・ 施設整備計画等の反映
  - ・ 見込まれる政策効果の反映
- ⇒②～③のプロセスの見直し



⑤ 総給付費の推計

総給付費＝施設サービス・居住系サービスの利用者数見込×利用者1人当たり給付費  
＋介護予防サービス等・居宅介護サービス等利用者見込  
×1人当たり利用回数・利用日数推計×1回・1日当たり給付費  
＋その他の給付費（介護予防支援費・居宅介護支援費・地域支援事業費等）



⑥ 第1号被保険者の保険料額の決定



## 5節. 介護保険料の設定

### (1) 標準総給付費

介護保険料にかかる総給付費は、各種介護保険サービス等の利用量に応じて給付額が決定されます。総給付費のうち、年金収入等が340万円以上の方が利用する介護保険サービスの利用料が3割負担となることで影響する「一定以上所得者負担調整額」、平成31年10月に予定されている消費増税による影響額、勤続10年以上の介護福祉士を対象とした処遇改善のための影響額等を勘案して、標準給付費が算出されます。

区 分	第7期合計	備考
標準給付費	6,694,888,860円	
総給付費（調整後）	6,199,635,813円	
総給付費	6,126,732,000円	
一定以上所得者負担調整額	1,788,855円	総給付費から減算
消費税影響額	12,448,778円	総給付費に加算
処遇改善影響額	62,243,890円	総給付費に加算
特定入所者介護サービス費等給付費額	330,374,681円	
高額介護サービス費等給付費額	144,418,136円	
高額医療合算介護サービス費等給付費額	14,764,595円	
算定対象審査支払手数料	5,695,635円	

### (2) 地域支援事業費

地域支援事業費は「介護予防・日常生活支援総合事業費」と「包括的支援事業・任意事業費」から構成されています。

区 分	第7期合計	備考
地域支援事業費	422,001,892円	下記の合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	288,000,000円	
包括的支援事業・任意事業費	134,001,892円	

## (3) 第1号被保険者負担額

第1号被保険者負担額は、「標準給付費」と「地域支援事業費」の合計が基準となり、そのうちの23.0%を第1号被保険者が負担することとされています。

区 分	第7期合計	備考
第1号被保険者負担額	1,636,884,873円	標準給付費＋地域支援事業費の23.0%
標準給付費＋地域支援事業費	7,116,890,752円	
標準給付費	6,694,888,860円	
地域支援事業費	422,001,892円	

## (4) 介護保険料必要額

介護保険料の必要額は、「第1号被保険者負担額」から、地域差を緩和させるために国から交付される「調整交付金」を勘案して決定します。また、これまでの介護保険事業において積み立てられた「準備基金」を激変緩和のために取り崩すなどにより、「介護保険料必要額」を調整します。

区 分	第7期合計	備考
介護保険料必要額	1,309,309,316円	
第1号被保険者負担額	1,636,884,873円	(3)の算出額
調整交付金相当額(5.0%)	349,144,443円	標準給付費＋総合事業費の5.0%
調整交付金見込額(9.1%)	636,720,000円	標準給付費＋総合事業費の9.1%
準備基金取崩予定額	40,000,000円	
財政安定化基金取崩額	0円	
H29市町村特別給付等	0円	

## ※調整交付金

「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と「被保険者の所得水準が低いことによる収入源」を国庫負担金25.0%のうち、5.0%分を用いて財政調整を行い、市町村間の財政力の差を解消するための交付金です。「調整交付金見込額」は実質交付される交付額で、うち「調整交付金相当額」は国庫負担分に含まれているため、9.1%から5.0%を差し引いた4.1%が第1号被保険者の負担額から軽減されます。

### (5) 介護保険料収納必要額

介護保険料必要額を確実に収納するためには、「介護保険料収納率」を考慮する必要がありますが、第6期計画期間における収納率を用いて、「介護保険料収納必要額」を算出します。

区 分	第7期合計	備考
介護保険料収納必要額	1,322,534,662円	介護保険料必要額÷収納率
介護保険料必要額	1,309,309,316円	
介護保険料収納率	99.00%	

### (6) 月額標準介護保険料

介護保険料は、「介護保険料収納必要額」に対して、第7期計画期間中の被保険者数で割ることで算出されます。

但し、所得段階別で負担額が異なるため、所得段階別加入者数を補正した被保険者数で割る必要があります。

区 分	第7期合計	備考
月額標準介護保険料	5,731円	月額換算
介護保険料収納必要額	1,322,418,151円	
所得段階別加入者補正後被保険者数	19,230人	

※数値は端数処理をしているため、合計が合わないことがあります

### (7) 年額標準介護保険料

月額標準介護保険料に12ヵ月を乗じて年額標準介護保険料が決定します。

区 分	第7期合計	備考
年額標準介護保険料	68,772円	月額標準介護保険料×12

(8) 所得段階別第1号被保険者保険料

介護保険料は所得段階に応じて決定され、本計画期間においては下記の9段階の所得段階で設定することとします。

保険料段階	区分		保険料率	対象者	月額	年額
第1段階	世帯非課税	本人非課税	基準額 ×0.50 ※(0.45)	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が80万円以下	2,866円 (2,579円)	34,386円 (30,947円)
第2段階			基準額 ×0.75	本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が80万円を超え、 120万円以下	4,298円	51,579円
第3段階			基準額 ×0.75	本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が120万円を超える	4,298円	51,579円
第4段階			基準額 ×0.90	本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が80万円以下	5,158円	61,895円
第5段階			基準額 ×1.00	本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が80万円を超える	5,731円	68,772円
第6段階	世帯課税	本人課税	基準額 ×1.20	合計所得金額が120万円未満	6,877円	82,526円
第7段階			基準額 ×1.30	合計所得金額が120万円以上 200万円未満	7,450円	89,404円
第8段階			基準額 ×1.50	合計所得金額が200万円以上 300万円未満	8,597円	103,158円
第9段階			基準額 ×1.70	合計所得金額が300万円以上	9,743円	116,912円

※低所得者保険料軽減負担として、第1段階の保険料率を0.50→0.45とすることとされています。

	月額保険料 (基準額)	年額保険料 (基準額)
第7期介護保険料	5,731円	68,772円

## 第6章 高齢者福祉施策

### 1 節. 高齢者の健康づくり及び健康増進事業の推進

#### (1) 老人クラブ活動の推進

老人クラブは、地域の高齢者が自主的に組織、運営している団体で、健康づくりやシニアスポーツ、サークル活動等の「生活を豊かにする楽しい活動」や、ボランティア活動や環境美化活動等の「地域を豊かにする社会活動」を行なっています。

本町では46の単位老人クラブがあり、串本町老人クラブ連合会を構成しています。

串本町老人クラブ連合会では、女性部による認知症予防教室の開催や、親睦グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、囲碁・将棋大会やレクリエーション大会等を開催しており、多数の参加者がスポーツやゲームを通じて会員同士の交流を楽しんでいます。

老人クラブの活動は、高齢者の社会参加と生きがいづくりに重要な役割を果たしており、心身の健康の保持に資するほか、閉じこもり予防や地域住民とのつながりづくり等に効果があると考えられることから、今後も老人クラブの活動を推進します。

#### ■町内の単位老人クラブ数及び会員数

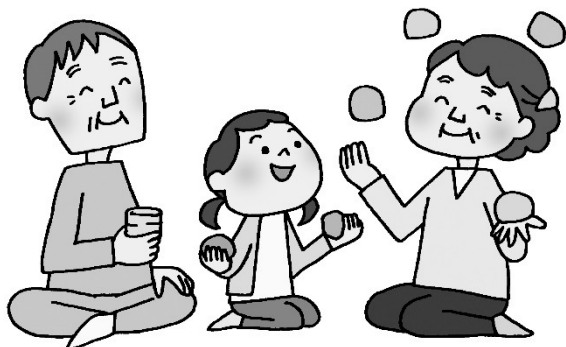
単位老人クラブ数	46 クラブ
会員数	2,062 人（男性：702 人、女性：1,360 人）

資料：串本町（平成29年12月1日時点）

#### (2) 生涯学習の推進

生涯学習は、生涯にわたる学習を通して自らの人生を豊かで生きがいのあるものにしていくものです。高齢者の持つ豊かな知識や経験を活かし、生涯を通じて自己表現を図り、生きがいを発見し、交流を図ることのできる生涯学習は、健康で心豊かな生活を続けるために重要な役割を持っています。町内各地で行われている公民館活動をはじめ、サークル活動等を引き続き推進します。

（※平成29年度の公民館活動等は資料編に記載しています。）



## 2節. 高齢者福祉事業の実施

(\*) のついているものは第4章より再掲しています。

### (1) 串本町が実施主体となる事業等

#### ①配食サービス (\*)

一人暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯等で調理が困難な人に、安否確認を兼ねた配食サービスを実施します。一人暮らしの高齢者の増加が見込まれるなか、配食サービスのニーズも高まることが予想されます。支援体制の充実を図るとともに、いつまでも地域で安心した生活ができるよう継続して支援をしていきます。(利用者負担：1食 500円)

#### ②日常生活用具給付等 (\*)

高齢者に対し、安心して在宅生活を送れるよう、以下の給付等を行います。

##### ■日常生活用具給付等の種類

給付等の種類	対象者
電磁調理器の給付	町内に住所を有する人で、防火等の配慮が必要な一人暮らしの高齢者等
火災警報器の給付	概ね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者等
自動消火器の給付	概ね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者等
老人用電話の貸与	概ね65歳以上の低所得の一人暮らし高齢者

(利用者負担：生計中心者の所得税額により負担)

#### ③ねたきり老人等扶養手当

寝たきりの高齢者等(下記の全てに該当する人)を介護している人で、本町に1年以上住所を有する人に支給します。

- ・要介護4または要介護5の認定を受けており、居宅において寝たきり状態にある人。
- ・在宅で介助がなければ食事や排せつ等の日常生活に支障があると医師が認めた人。

(手当支給額：月額5,000円)

#### ④高齢者訪問理・美容サービス事業 (\*)

在宅で生活している外出が困難な高齢者に対し、訪問による理・美容サービスを提供し、清潔で快適な在宅生活を送ることができるよう支援するサービスです。

(利用者負担：1回あたり2,000円)

#### ⑤寝具類等洗濯乾燥消毒サービス (\*)

町内に住所を有する一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯等で、寝具類の衛生管理が困難な人に対し、洗濯乾燥消毒を実施するサービスです。



## ⑥火災警報器取付け支援事業

75歳以上の一人暮らし高齢者世帯等に対し住宅用火災警報器の設置を支援します。

## ⑦緊急通報システム運営事業（\*）

心身病弱の一人暮らしの高齢者や、心身病弱な高齢者のみの世帯の人で、疾病等により日常生活上注意を要する状態であり、継続して安否の確認をする必要がある人に対し、緊急通報装置を提供するサービスです。利用者が事故や急病の際に、緊急通報装置のボタンを押すと受信センターが応答し、協力員や消防署に連絡し、救急車の要請等を行います。

## ⑧家族介護用品支給事業（\*）

世帯全員が市町村税非課税の要介護4または要介護5の在宅高齢者を介護する家族、または世帯全員が所得税非課税の世帯のうち、常時失禁のある在宅要介護者を介護する家族に対し、紙おむつ、尿とりパットを支給し、経済的負担の軽減に努めます。

## ⑨認知症サポーター養成講座（\*）

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを育成します。

## ⑩成年後見制度利用支援事業（\*）

町内に住所を有し、後見等を必要とする人に対して、成年後見制度の利用を支援します。支援の必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知を図ります。

## ⑪敬老祝金

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝福するため、節目の年齢の人に対し祝金を支給します。

（77歳：5,000円、88歳：7,000円、99歳：10,000円、100歳以上：20,000円）

## ⑫サンゴの湯優待（\*）

町内に住む70歳以上の人を対象に、串本温泉浴場「サンゴの湯」の入浴優待券を発行します。 ※入浴優待券の発行には申請が必要です。

## ⑬串本町コミュニティバス料金の割引

介護保険の要介護、要支援または事業対象者の認定を受けた人は、乗車時に被保険者証を提示することでバス利用料が半額の100円になります。

## ⑭隣保館デイサービス

毎週火曜日に和深地域（田子・安指・和深・里川）に居住する65歳以上の元気な高齢者を対象にデイサービス事業を行います。

## (2) 社会福祉協議会が実施主体となる事業等

### ①いきいきサービス事業（\*）

町内に住所を有し、介護保険事業や自立支援制度を利用できない人に対し、身体介護、生活援助、院内通院介助等利用者が自宅で生活するために必要なサービスで、支援の必要な人が利用できるよう、事業の周知を図ります。

【サービス例】

掃除、洗濯、ベッドメイク、調理、配膳・下膳、買い物、薬の受け取り、通院時の病院内での見守り等、外出時の付き添い、その他日常生活の支援

### ②買物支援事業（\*）

過疎地域の高齢者世帯等で、買い物に困っている人に対して支援を行います。利用者は生活協同組合に商品を発注し、生活協同組合は社会福祉協議会に商品を発送します。社会福祉協議会は、利用者へ商品を配送するサービスです。

### ③愛の日の行事（\*）

町内に住所を有する寝たきりの高齢者等に対し、愛の訪問一声・あいさつ運動の推進・啓発活動の推進を行い、福祉の向上を図ります。また、年1回対象の人に見舞い品を届けるサービスを行います。

### ④小地域見守り活動（\*）

自立機能が低下してきた高齢者等に対し、孤独死の防止、孤独感の解消のため、地域のボランティアが定期的に訪問し安否確認を行うなど、地域での見守り活動を推進します。

### ⑤地域たすけあいサービス（\*）

町内で家族の支援が得られない高齢者等に対し、ヘルパーができない「庭の草刈・剪定」や「墓掃除」等、12種類のサービスの提供を行います。

（利用者、提供者ともに会員登録が必要）

### ⑥ふれあいいきいきサロン（\*）

それぞれの地域において、閉じこもりがちな高齢者に対し、地域ごとにボランティアと当事者とが共同で企画し、活動内容を決めています。寝たきりや認知症の防止、生きがいつくり、こころの健康、地域で支え合う関係の構築等にも大きく貢献しています。引き続き支援を行い、社会参加の場を提供するよう努めます。

## 第7章 介護保険事業の円滑な実施に向けた体制

### 1 節. 情報提供・相談体制

介護保険制度の基本的な考え方やサービスの内容、利用者が居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者等を選択する際に必要な事業者の情報等について、広報誌や町のホームページ等のさまざまな媒体を活用し、情報提供を実施します。

また、介護や支援が必要となる前に健康づくりや総合事業等による地域の力を活用できるよう、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターが中心となって早期の相談支援を行います。

要介護（要支援）認定に関する相談や苦情があった場合は、事業者と連絡を取りながら早期対応に努めます。また、必要に応じて県の関連機関への苦情申し立ての方法について、情報提供します。

### 2 節. 庁内の連携

本計画を円滑に実施・管理していくために、庁内の関係各課の連携体制の確立・強化に努めます。

### 3 節. 事業者との連携

町内事業者と行政との連携・調整や、情報収集・情報提供による情報の共有等により介護サービスの質の向上に努めます。



## 資料編

## 1. 委員名簿

	役職	氏名	委員の区分	所属等
1	会長	結城 力	学識経験者	串本町議会 文教厚生常任委員会 委員長
2	副会長	山崎 巖	福祉関係者	串本町民生委員児童委員協議会 会長
3	委員	鎌田 俊彦	保健医療経験者	串本地区医師会 代表
4	委員	阪本 繁	保健医療経験者	くしもと町立病院 院長
5	委員	佃 瑞穂	保健医療経験者	くしもと町立病院 看護部長
6	委員	大川 英穂	福祉関係者	社会福祉法人串本町社会福祉協議会 事務局長
7	委員	林 洋美	福祉関係者	けんゆう相談センター 介護支援専門員
8	委員	神田 常代	福祉関係者	串本町民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部長
9	委員	和田 吉男	福祉関係者	社会福祉法人串本福社会 施設長
10	委員	中村 貴英	福祉関係者	潮岬あゆみ園・ほっとハウスうわの園 管理者
11	委員	潮崎 英子	被保険者代表者	串本町婦人団体連絡協議会 会長
12	委員	田仲 康慧	被保険者代表者	串本町老人クラブ連合会 会長
13	委員	松下 順市	被保険者代表者	串本町地域包括支援センター運営協議会 会長
14	委員	清野 武志	費用負担者	串本町副町長

事務局	福祉課
-----	-----

## 2. 委員会設置要綱

### ○串本町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成 17 年 9 月 1 日

告示第 125 号

(設置)

第 1 条 町における介護保険事業計画及び老人保健福祉計画を作成するため、串本町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 串本町介護保険事業計画の作成に必要な事項
- (2) 串本町老人保健福祉計画の作成に必要な事項
- (3) 串本町老人保健福祉施策に必要な事項

第 3 条 委員会は、学識経験を有する者、保健医療経験者、福祉関係者、被保険者代表者及び費用負担者等からなる 15 人以内の委員をもって構成し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、介護保険事業計画等の作成をもって終了とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(会議の公開)

第 7 条 会長が必要と認め委員会の議決を得たときは、これを公開することができる。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日告示第 16 号）抄

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 3. 公民館活動及びサークル活動一覧

## (1) 公民館活動及び行事

## ■平成 29 年度公民館事業及び行事

公民館（支館等）名	事業及び行事等	
中央公民館	○ 生花講座 ○ 茶道講座 ○ 書道講座 ○ 華道講座 ○ スマートフォン教室 ○ 伝承折紙教室 ○ ふれあいいきいきまつり（社会教育・社会福祉振興大会）	○ 手話講座 ○ 俳句講座 ○ 料理講座 ○ 陶芸教室 ○ 寄せ植え教室 ○ 犬のしつけ教室
和深支館	○ 俳句教室 ○ 生花教室 ○ 横笛教室 ○ グラウンドゴルフ大会 ○ コーラス教室 ○ 精霊送り	○ 和深文化祭 ○ 陶芸教室 ○ 太鼓教室 ○ ゲートボール大会 ○ 大正琴教室 ○ 救急手当・AEDの使い方
赤瀬支館	○ 清掃活動 ○ 料理教室 ○ 手芸教室 ○ 歩こう会	○ グラウンドゴルフ教室・大会 ○ 花見 ○ 成人教育講座
江田分館	○ 生花教室 ○ 卓球教室・大会 ○ カラオケ大会	○ 花見 ○ 盆踊り大会 ○ グラウンドゴルフ教室・大会
田並支館	○ 陶芸教室 ○ 生花教室 ○ グラウンドゴルフ大会 ○ 歩こう会 ○ 盆行事 ○ 田並展	○ 書道教室 ○ 民謡踊り教室 ○ 太極拳教室 ○ 健康講座 ○ 敬老会
有田支館	○ 郷土芸能継承教室 ○ 敬老会 ○ 作品展 ○ 小運動会 ○ カラオケ大会 ○ 成人教育講座	○ 盆行事 ○ グラウンドゴルフ大会 ○ 歩こう会 ○ ラジオ体操 ○ 囲碁・将棋大会
橋杭支館	○ 俳句教室 ○ ヨガ教室 ○ カラオケ教室 ○ 健康体操 ○ 歩こう会	○ 俳画教室 ○ 茶道教室 ○ 囲碁大会 ○ グラウンドゴルフ教室・大会 ○ 成人教育講座

公民館（支館等）名	事業及び行事等	
錦富支館	○ 生花教室 ○ 卓球教室・大会 ○ 俳句教室	○ グラウンドゴルフ大会 ○ 子ども映画会
出雲支館	○ 串本節指導 ○ おもしろランド協力 ○ 裁縫教室 ○ 町作品展示会 ○ 味噌作り教室 ○ 陶芸教室 ○ 歌の教室 ○ 歩こう会	○ 小学校運動会協力 ○ 疾病講座 ○ ゴキブリ駆除団子作り ○ 羊かん作り教室 ○ 布ぞうり教室 ○ 文字教室 ○ 健康体操教室 ○ グラウンドゴルフ大会
潮岬支館	○ ヨガ教室 ○ 卓球教室 ○ 潮岬節保存会活動 ○ 黒曜画会 ○ 区民展 ○ 防災教室	○ 民謡教室 ○ 囲碁同好会活動 ○ 社交ダンス教室 ○ 大正琴 ○ グラウンドゴルフ大会 ○ 成人育成講座
大島支館	○ 卓球教室 ○ グラウンドゴルフ大会 ○ 展示会 ○ 救急救命教室 ○ 郷土料理教室	○ ヨガ教室 ○ 盆踊り大会 ○ ゴキブリ駆除薬作り ○ しめ縄教室 ○ 着付け教室
須江支館	○ 料理教室 ○ ヨガ教室 ○ 盆踊り大会 ○ ゴキブリ駆除薬作り	○ 音楽教室 ○ 民謡踊り教室 ○ 成人教育講座
樫野支館	○ 料理教室 ○ 染物教室 ○ パソコン教室 ○ 花作り教室 ○ 成人教育講座	○ 民謡教室 ○ 健康体操教室 ○ クラフト工作 ○ 盆踊り大会
西向支館	○ 編物教室 ○ 健康講座（太極拳ほか） ○ 童謡講座	○ ちぎり絵講座 ○ パソコン講座 ○ 演芸会 ○ 明生学級
古座支館	○ 健康教室 ○ カラオケ教室	○ 手芸教室 ○ 料理教室 ○ 演芸会
田原支館	○ 編物教室 ○ 卓球教室 ○ 演芸会 ○ ねんねこ祭作物・作品展示会	○ コーラス教室 ○ グラウンドゴルフ大会 ○ 小学校合同運動会

## (2) サークル活動

## ■串本町文化センター等で行われている主なサークル活動

サークル名	内容	開催日時
串本コーロびおれった	コーラス	毎週日曜日 昼
串本うしおコーラス	コーラス	第1・第3日曜日 夜
ふれあいコーラス	コーラス	第1・第3土曜日 昼
(社) 哲泉流串本中央支部	詩 吟	毎週金曜日 夜
哲泉流 串本支部	詩 舞	毎週火曜日 昼
哲泉流 紀の国支部	詩 舞	毎週水曜日 昼、毎週金曜日 夜
南紀清流支部	詩 舞	毎週土曜日 昼
日本民謡くろしお朝秋会	日本民謡	第3水曜日 昼ほか
マンドリンアンサンブルマーレ	マンドリン	毎週火曜日 夜
串本俳句会	俳 句	第1水曜日 昼
俳画同好会(山の会)	俳 画	第4水曜日 昼
ぶっくらぶ串本	よみきかせ	第1・第3水曜日 夜
串本町トルコ文化協会	舞 踏	第2・第4日曜日 夜
串本節保存会	日本民謡	第2・第4水曜日 夜
串本節保存会	舞 踏	第2・第4金曜日 夜
民話の会	紙芝居作成	不定期
串本おんがく工房	楽器演奏	不定期
串本古文書研究会	古文書解読	第2・第4火曜日 昼
健康太極拳	太 極 拳	毎週火曜日 午前



## 4. 町内指定事業所一覧

(平成 29 年 10 月 1 日現在)

※順不同

※みなし指定を含む

### (1) 指定居宅介護支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定居宅介護支援事業所	串本町二色 160	0735-62-5165
串本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	串本町サンゴ台 783-7	0735-62-6060
串本町社会福祉協議会古座事業所	串本町上野山 291-4	0735-72-3539
南紀ケアプランセンター串本	串本町串本 256	0735-67-7717
けんゆう相談センター	串本町串本 1767	0735-69-2120

### (2) 指定(介護予防)訪問介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定訪問介護事業所	串本町二色 160、165	0735-62-6922
串本町社会福祉協議会	串本町サンゴ台 783-7	0735-62-7060
健佑訪問看護ステーション	串本町串本 2383	0735-62-7690
串本タクシー指定訪問介護事業所	串本町串本 1804	0735-62-6900
NPO法人あいらんど	串本町二色 505-1	0735-62-3910
もみじ介護ステーション	串本町出雲 1044-4	0735-62-5868
まりん	串本町潮岬 2688-7	0735-67-7887
訪問介護ステーション華	串本町串本 2418	0735-67-7848
くまさんタクシー	串本町潮岬 207-1	0735-65-2940
ホームヘルプはーとふれんど	串本町古座 1035-87	0735-72-3060
みはまヘルパーステーション	串本町西向 1480-56	0735-72-6121
心愛ケア	串本町古田 611-4	050-7001-7716

### (3) 指定(介護予防)訪問看護ステーション

事業所名	所在地	電話番号
健佑訪問看護ステーション	串本町串本 2383	0735-62-7690

## (4) 指定（介護予防）訪問看護事業所

事業所名	所在地	電話番号
医療法人芳純会潮岬病院	串本町潮岬 417	0735-62-0888
社会福祉法人串本福祉会にしき園診療所	串本町二色 160	0735-62-5165
覚前医院	串本町和深 838	0735-67-0077
覚前医院田並診療所	串本町田並 942-2	0735-66-0323
医療法人杉医院	串本町串本 1929	0735-62-0153
辻内医院	串本町串本 2281	0735-69-2211
くしもと町立病院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111
やもとクリニック	串本町上野山 191	0735-72-3388

## (5) 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所

事業所名	所在地	電話番号
くしもと町立病院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111
やもとクリニック	串本町上野山 191	0735-72-3388

## (6) 指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所

事業所名	所在地	電話番号
鎌田医院	串本町潮岬 3143	0735-62-2526
鎌田医院田並診療所	串本町田並 1134	0735-66-0413
稲生医院	串本町串本 1735-52	0735-62-3811
社会福祉法人串本福祉会にしき園診療所	串本町二色 160	0735-62-5165
覚前医院	串本町和深 838	0735-67-0077
覚前医院田並診療所	串本町田並 942-2	0735-66-0323
医療法人杉医院	串本町串本 1929	0735-62-0153
けんゆうクリニック	串本町串本 1790	0735-62-5080
辻内医院	串本町串本 2281	0735-69-2211
くしもと町立病院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111
やもとクリニック	串本町上野山 191	0735-72-3388
中松歯科医院	串本町串本 1755	0735-62-4934
日高歯科医院	串本町西向 238-2	0735-72-0358

事業所名	所在地	電話番号
中根薬局	串本町串本 2098	0735-62-4861
有限会社 ササヤ薬局	串本町串本 1547-2	0735-62-0338
サンライトげんき薬局串本店	串本町串本 1791-1	0735-62-7077
さんご薬局	串本町サンゴ台 691-7	0735-69-1122
きのした薬局	串本町西向 837	0735-72-0199
ひがし薬局	串本町中湊 495	0735-72-0126
みさき薬局	串本町上野山 209	0735-72-6010

(7) 指定（介護予防）通所介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定通所介護事業所	串本町二色 160、165	0735-62-6922
串本町社会福祉協議会	串本町サンゴ台 783-7	0735-62-7060
串本町古座デイサービスセンター	串本町上野山 291-4	0735-72-3539
デイサービスセンター川村さん家	串本町田並 1073	0735-66-0838
南紀デイサービスセンター	串本町サンゴ台 1060-47	0735-67-7890
デイサービスセンターいろは	串本町出雲 1044-4	0735-62-5868
明日葉の郷	串本町潮岬 2688-7	0735-67-7887

(8) 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定短期入所生活介護事業所 ※	串本町二色 160	0735-62-5165
にしき園指定短期入所生活介護事業所 ※	串本町二色 160	0735-62-5165
ショートステイ上野山にしき園	串本町津荷 29-2	0735-72-6066

※ 1 法人が 2 事業所を運営

(9) 介護老人福祉施設

事業所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホームにしき園	串本町二色 160	0735-62-5165

## (10) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
ほっとハウス うわの園	串本町潮岬 659	0735-69-2388

## (11) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
潮岬あゆみ園	串本町潮岬 659	0735-62-7122

## (12) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホームにしき園	串本町二色 160	0735-62-5165
上野山にしき園	串本町津荷 29-2	0735-72-6066

## (13) 指定地域密着型通所介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
デイサービスセンター川村さん家	串本町田並 1073	0735-66-0838
南紀デイサービスセンター	串本町サンゴ台 1060-47	0735-67-7890
デイサービスセンターいろは	串本町出雲 1044-4	0735-62-5868
明日葉の郷	串本町潮岬 2688-7	0735-67-7887
フィットネスデイサービス健康ラボ ※	串本町串本 2078-10	0735-67-7985

※指定年月日は平成 29 年 12 月 1 日

## (14) 指定介護予防支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
串本町地域包括支援センター	串本町串本 2367	0735-62-6005

---

串本町  
第8次高齢者福祉計画  
第7期介護保険事業計画

発行：串本町  
編集：串本町福祉課

住所：和歌山県東牟婁郡串本町串本 1800 番地  
電話：0735-62-0562 FAX：0735-62-4977

---